

今後の県内建設業のあり方について

< 答 申 >

平成29年1月

福島県建設業審議会

目 次

はじめに.....	- 1 -
I. 建設業の現状について.....	- 2 -
1. 国内全体の建設業を取り巻く状況.....	- 2 -
2. 福島県の建設業を取り巻く状況.....	- 3 -
II. 建設業の課題について.....	- 6 -
1. 将来への見通しが不透明	- 6 -
2. 建設企業の縮小	- 7 -
3. 技術者・技能者不足.....	- 7 -
4. 若手・女性の建設業就業者数の減少	- 7 -
5. 建設業への理解不足.....	- 7 -
6. 地域における建設業の維持.....	- 8 -
7. 維持管理分野への対応	- 8 -
III. 活力ある建設業にするために.....	- 10 -
1. 建設業の技術力・経営力の強化.....	- 12 -
2. 建設業の担い手の育成・確保	- 13 -
3. 社会資本の適切な維持管理・更新への対応	- 14 -
4. 行政の取り組むべき施策	- 16 -
< 資料 >	- 22 -
1. 審議経過.....	- 22 -
2. 福島県建設業審議会委員名簿	- 23 -
3. 資料	- 24 -

はじめに

平成23年の東日本大震災及び原子力災害により県内の建設業を取り巻く環境は大きく変化し、甚大な被災からの復旧・復興事業の実施に伴い、建設投資額は大幅に増加しました。その結果、利益率の改善や倒産件数の減少など、建設業を取り巻く環境は順調に推移しているように見えます。

その一方で、復旧・復興事業が概成した後には、公共投資額が震災前の水準まで減少することが想定され、再度建設業を取り巻く環境の大きな変化が見込まれるため、建設業就業者の高齢化や若手技術者・技能者の減少など担い手不足といった従来からの課題が深刻化する懸念があります。

このような中、平成28年1月29日の第一回開催において、当審議会は福島県知事から「今後の県内建設業のあり方について」の諮問を受け、「建設業の技術力・経営力の強化」「建設業の担い手の育成・確保」「社会資本の適切な維持管理・更新への対応」「行政の取り組むべき施策」の4項目を中心幅広く審議を重ねて「中間とりまとめ」を作成し、これに対する県民意見を募集した上で、「今後の県内建設業のあり方」を以下のとおりとりまとめました。

I. 建設業¹の現状について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、数多くの死者・行方不明者、家屋の全・半壊や産業・交通・生活基盤の壊滅的被害など、浜通りを中心に県内全域に甚大な被害をもたらした。その後に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、多数の県民が県内外に避難し、影響が大きかった町村では県内外の地域に役場機能を移転せざるを得なくなったほか、原発から遠く離れた会津地方を含め県内全域に風評被害が及び、建設業のみならず農林水産業、製造業等あらゆる産業が大きな打撃を受けるなど、本県をさらに困難な状況に追い込んだ。

こうした中、震災から5年の集中復興期間に、県は避難者の居住の安定確保、公共土木施設の復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難解除等区域の復興を支える道路や物流拠点の整備、原子力災害による放射性物質への対応など多くの取組に邁進してきた。この過程において、復旧・復興事業の増大に対して、震災前からの受注環境に関する課題を官民挙げて改善し、復旧・復興を進めてきた。こうした実績を支えているのは、現場の最前線で工事に携わる建設業であり、いま現在でも彼らが復旧・復興事業に尽力していることを忘れてはならない。そして、復興・創生期間と位置づけられた、復旧から復興に重点が移る平成28年度からの5年間では、更なる復興を進めていかなければならない。

本県の建設業は、県内総生産及び全就業人口の約1割を占める基幹産業であり、社会基盤の整備に加えて、維持管理分野への対応、住民参加による協働まちづくりへの参画、雇用の受け皿として地域を支えるなど、日頃から重要な役割を担っている。また、災害発生時には被災現場の最前線で迅速に対応することが期待されており、東日本大震災からの復旧・復興の進捗にも大きく寄与してきたところである。

一方、本県の総人口が200万人を下回った平成23年以降も人口の減少や少子・高齢化は進み、建設業の将来を担う世代の減少につながる可能性が高い。さらに、復興・創生期間終了後、公共投資は震災前の水準に戻るとともに、復興過程での県土整備に伴い、さらなる減少の懸念もあるなど、本県の建設業を取り巻く環境はより厳しいものになることが予想される。他方で、多発する自然災害やインフラの老朽化への対応など建設業の必要性が高まっており、建設業が技術力と経営力に優れた活力ある産業となり、県内各地で意欲を持って地域貢献に取り組んでいくことが、今後ますます重要となる。また、近年は建設業のコンプライアンス²、社会貢献（CSR³）が、企業の維持にあたり継続的に取り組むべき基本的なテーマになっている。

このようなことから、今後の県内建設業のあり方を提言するに当たり、以下の建設業を取り巻く状況を十分に踏まえたものとする必要がある。

1. 国内全体の建設業を取り巻く状況

(1)建設投資について

¹ 利益を得る目的を持って、建設工事の完成を請け負う営業。

² 法令遵守。特に企業においてはルールに従って公正・公平に業務を遂行すること。

³ 「コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ」企業の社会的責任。

国全体の建設投資は、平成4年度の84.0兆円をピークに平成27年度には48.5兆円となり42.3%減少している〔資料P.24 図表1-1〕。

(2)建設企業⁴について

全国の建設業許可業者数は、平成11年度末の58万社をピークに平成27年度末には45万社となり22.8%減少している〔資料P.24 図表1-2〕。

(3)建設業就業者について

全国の建設業就業者数は、平成9年の685万人をピークに平成27年には500万人となり27.0%減少している〔資料P.25 図表1-3〕。

(4)国土施策におけるビジョンについて

国土交通省では「国土のグランドデザイン2050」を平成26年7月に取りまとめ、“美しく、災害に強い国土”や“民間活力や技術革新を取り込む社会”等の方針が示された〔資料P.25 図表1-4〕。

(5)品確法等⁵の改正について

インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が、平成26年6月に改正された。改正のポイントは、「目的と基本理念の追加」「発注者責務の明確化」「多様な入札契約制度の導入・活用」の3点である。また、品確法と密接に関連する「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）」も一体として改正されている〔資料P.26 図表1-5、図表1-6、資料P.27 図表1-7〕。

(6)建設業に関する国の動きについて

国土交通省では、平成28年度予算で、将来にわたる社会资本の品質確保と適切な機能維持を持続させるため、「処遇改善等による担い手の確保・育成」、「多様な人材の活用」、「建設生産システムにおける生産性向上」について取り組むこととしている。例として、女性技術者・技能者の5年以内（平成26年から平成31年）の倍増を目指す「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を策定し、平成28年度には吉本興業グループと共同で建設業女性活躍キャンペーンを行い、女性が活躍できる環境づくりに積極的に取り組んでいる〔資料P.28 図表1-8〕。

2. 福島県の建設業を取り巻く状況

(1)建設投資について

福島県の建設投資は、平成4年度の1兆7千億円をピークに平成22年度には6千百

⁴ 主に建設業法に規定されている土木工事一式、建築工事一式など29種の建設業種を営んでいる企業。

⁵ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の略称。公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めている法律。関連して改正された建設業法と入契法とともに、“担い手3法”と呼ばれる。

億円となり64.1%減少している。一方で、近年は震災復興需要により増加に転じ、平成27年度には平成4年度と同程度の1兆7千億円となっている〔資料P.28 図表1-9〕。

(2)発注工事の概況について

平成27年度の福島県発注工事を地域別にみると、県全体で1,972億円のうち浜通りでは平成19年度と比較して465.9%増加して1,228億円となっているほか、中通りでは95.6%増加して538億円、会津では23.4%増加して206億円となっており、各地域とも震災復興需要、特に津波被害による増加が大きいものと考えられる〔資料P.29 図表1-10〕。

(3)建設企業について

福島県の建設業許可業者数は、長期基調としては全国と同様な減少傾向で推移しており、平成12年3月末の11,235社をピークに平成27年3月末には9,026社となり19.7%減少している〔資料P.29 図表1-11〕。

地域別では、中通り地域が5,180社で半数以上を占め最も多く、次いで浜通り地域が2,945社、会津地域は1,288社で最も少ない〔資料P.30 図表1-12〕。

(4)産業別就業者数の動向について

福島県の産業別就業者数における建設業の割合は、平成7年の12.1%(13万人)がピークであり、平成22年は9.0%(8.4万人)と減少している〔資料P.30 図表1-13〕。

(5)建設業就業者について

福島県の建設業就業者の年齢構成を平成7年と平成22年で比較すると、若年層(20~24歳)と働き盛りの世代(40~49歳)で減少が顕著になっている〔資料P.31 図表1-14〕。

(6)老朽化する管理施設について

福島県管理施設の橋梁を見ると、平成23年3月時点で、全4,501橋のうち、建設後50年以上経過した橋梁は662橋で全体の14.7%を占め、20年後には約2,981橋(全体の66.2%)にまで達する。県や国、市町村の各管理施設についても老朽化が進行している〔資料P.31 図表1-15〕。

(7)入札制度の変遷について

福島県では平成18年度に入札制度改革の基本方針を決定し、一般競争入札を全面的に導入した。平成19年度には、総合評価方式を導入し、公正で透明性の高い新たな入札制度等の構築が進められてきた。

震災以降は、災害復旧等、緊急を要する工事については随意契約により速やかに対応するなど、復旧・復興を加速化するための措置が取られている〔資料P.32 図表1-1〕

6]。

(8)建設企業に対する福島県の支援について

福島県では建設企業に対し、「地域に根ざした建設業新分野進出応援事業」、「地域に生きる建設企業支援事業」、「優秀施工者福島県知事顕彰事業」、「地域人づくり事業」など、企業の経営強化や人材確保・育成への各種支援を実施し、建設業界の振興を図っている〔資料 P.32 図表 1-17〕。

II. 建設業の課題について

現状で示したように、福島県は、他に例を見ない東日本大震災及び原子力災害という複合災害への対応を経ており、震災前からの社会環境の変化と合わせて建設環境は大きく変化していることを認識し、これから建設業のあり方を考える上での課題を明確にすることが必要である。

まず、復興・創生期間（平成28年度から平成32年度）終了後の建設投資は、震災前の水準になると予想され、復旧から創生に至る期間に震災前からの計画にあった県土整備などの進展を踏まえると、投資環境は中長期的には建設業にとって厳しい環境になると予想される。このような投資環境の推移と対応し、建設企業数の減少、縮小化が進む中での対応すべき課題として、「将来への見通しが不透明」なこと、「建設企業の縮小」が続いていることが挙げられる。

また、人口動態として、少子化が進み次世代を担う若者が減少し、高齢化が進む中で建設業就業者数は年々減少している。建設業就業者として、若年層のみならず女性就業者の増加が期待されているが、女性就業者も大幅に減少している。これらのことから、将来、建設業就業者の不足が進む中で対応すべき課題として、「技術者・技能者不足」、「若手・女性の建設業就業者数の減少」が挙げられる。さらに、建設業就業者の減少の重要な要因として、建設業は、災害対応、インフラの維持管理など地域に密着した活動をしているが、それに対して的一般の方の認知度は十分とは言えないことなどがある。このため、対応すべき課題として「建設業への理解不足」を挙げ、一般の方の認知度を高めるPRに努め、建設業の担い手の育成・確保を図っていく必要がある。

さらに、福島県は浜通り、中通り及び会津の3つの地域で構成され、それぞれの地域において豪雨、豪雪や地震など近年多発する災害への対応が求められている。建設業は、建設企業数及び就業者数が減少しているにもかかわらず、それらの災害への対応を担っている。今後も地域に応じた災害対応を持続することが求められる上に、施設の老朽化が進み維持管理の必要性がますます増えると考えられる。このため、地域の雇用と同時に社会基盤を持続可能とするために必要な課題のうち建設業が対応すべき課題として「地域における建設業の維持」、さらに「維持管理分野への対応」が挙げられる。

以下に、ここで取り上げるべき課題を示す。

1. 将来への見通しが不透明

東日本大震災の復旧状況については、中通り、会津地方の復旧工事は平成27年度までに完了しており、浜通りについても平成28年3月31日時点で93.0%が着手済みであり、76.8%が完了している〔資料 P.33 図表2-1〕。復旧・復興事業は、平成27～28年度をピークに平成32年度までの復興・創生期間以降まで続く見込みであるが、その後の公共事業⁶については震災前の水準に戻ると予想される〔資料 P.33 図表2-2〕。津波被災地域での復旧・復興事業については、平成32年度で完了する見通しとなっている。このため、平成28年度から5年間の復興・創生期間の予算は高

⁶ 国、県、市町村等が実施する道路、河川、公園、下水道、公共建築物等、住民生活に必要な施設を整備する事業。

い水準で推移すると見込まれるが、それ以降は見通しが不透明な状況である。

福島県の建設投資の内訳として民間及び公共の割合を全国と比較すると、全国の43%に対し福島県は58%と公共投資の割合が大きくなっている〔資料P.34 図表2-3〕。このため、福島県の建設企業においては、復興後の公共事業が減少し、震災前と同様に、受注競争が激しくなることにより、落札率が低くなっていくことが予想され、売上高経常利益率が低下し、企業の収益力も低下するおそれがある。

2. 建設企業の縮小

福島県の建設企業を従業員数別に見ると、平成26年では10人未満の事業所が全体の78.0%を占めており、全国と同様の傾向となっている〔資料P.34 図表2-4〕。

福島県の状況を平成8年と平成26年で比較すると、10人未満の事業所の割合が4.0%増加しており、建設企業の縮小(小規模化)が進んでいる〔資料P.35 図表2-5〕。

3. 技術者・技能者不足

建設業就業者数の年齢別割合を見ると、建設業は平成27年では29歳以下の若年層が10.8%なのに対し、55歳以上の高齢層が33.8%と約3倍となっており、今後は高齢者の大量退職により担い手不足が予想される〔資料P.35 図表2-6〕。

県内の建設業就業者数を見ると、平成7年の13万人から平成22年には8万4千人と36.0%減少しており、全国と同様の傾向となっている〔資料P.36 図表2-7〕。

4. 若手・女性の建設業就業者数の減少

建設業就業者の年齢別割合の推移を見ると、平成22年では50歳以上が全体の50.1%を占め、全国の45.5%と比較して4.6%上回っており、福島県は若年層が減少し、より高齢化が進んでいる〔資料P.36 図表2-8〕。福島県の女性就業者の推移を見ると、平成7年の2万1千人から平成22年には1万2千人と43.2%減少しており、若年層・女性の入職をいかに進めるかが課題となっている〔資料P.37 図表2-9〕。

就労環境に関する課題として、全国の年間賃金総支給額を見ると、全産業労働者(男性)の5,241千円に対し、建設業生産労働者(男性)は3,949千円と約25%下回る低い水準となっていることが挙げられる〔資料P.37 図表2-10〕。また、建設業で4週8休の取得企業は5%程度であり、有給休暇取得状況を見ても半数以上が7日以下と休みが少ない状況であり、入職者が増えない大きな要因であると考えられる〔資料P.38 図表2-11〕。

5. 建設業への理解不足

平成27年度の関東・東北豪雨では、南会津地域をはじめ県内の広い範囲で河川の氾濫や土砂災害等が発生し、要請を受けた建設業界では、延べ2,288人の人員と延べ1,022台の重機を出動させ、通行止めとなった道路等の復旧作業に対応した〔資料P.38 図表2-12〕。この結果、県北地域の国道115号や南会津地域の国道401

号、国道352号等において、早期に通行が可能な状況まで応急復旧が図られているが、こういった活動について報道等で大きく取扱われることは少なく、一般の方の理解も不足しているのが現状となっている〔資料P.39 図表2-13〕。

このため、建設業界の災害対応における活動実績を広く情報発信したり、処遇改善されている部分について就職希望者を含め効果的にアピールしたりするなど、建設業の魅力について今まで以上の積極的な広報が必要であると考えられる。

6. 地域における建設業の維持

産業別の就業者数の推移を見ると、全体的に減少傾向ではあるが、建設業については全産業に占める割合で見ても平成7年の12.1%をピークに平成22年には9.0%まで減少しており、建設業の就業者数の減少が他の業種に比べ深刻であることがわかる〔資料P.39 図表2-14〕。

浜通り地域は、東日本大震災の復旧途中であり、現状として震災復旧関連に多く人材が充てられているが、平成28年度から5年間の復興・創生期間終了後の建設市場環境を考えると急激な市場の縮小も予想される。そのため復興・創生期間中から復旧・復興事業への対応と並行して、市場環境の変化に対応するための技術力や組織体制などを建設企業は身に付けていく必要がある。

中通り地域は、福島県の経済の中心であり、人材確保の点では他産業との競争も激しい地域である。また、建設企業も多く、建設業内での競争も激しくなると予想される。

会津地域は、積雪寒冷地域であることから施工時期の平準化をより強く推進していく必要がある地域である。また、人口減少及び高齢化の進行が他地域と比較して速く、少ない人数で多くのインフラを支えていくことが予想されることから、生産性向上に関する施策の必要性も高い地域である。建設企業としても、企業間の連携・合併による受注体制の強化を検討していく必要がある。

また、建設企業が活動を維持していくためには、コンプライアンス、社会貢献（CSR）は継続的に取り組むべき基本的なテーマであり、建設業が地域の安全・安心を担う産業であることに鑑み、コンプライアンスなど法令遵守はもとより、ボランティア活動や地域づくりなど、社会貢献に不斷に取り組むことが求められている。

7. 維持管理分野への対応

建設投資の推移を見ると、土木・建築ともに新設工事は減少基調であるが、維持修繕工事は平成25、26年では13兆円と同程度の予算が維持されており、建設投資に占める割合は平成20～22年度までは25%程度であったが、平成23年度以降は全体の30%程度に増加している〔資料P.40 図表2-15〕。

また、中山間地域の維持管理の取組として、平成21年度から中山間地域道路等維持修繕業務委託のモデル事業（奥会津モデル）を実施しており、包括的な維持管理業務の本格運用に向け取り組んでいる。これにより、年間を通して安定した業務受託が見込まれ、また、維持管理もスムーズに行うことが可能となる。今後もこのような取組を他地域においても広げていく必要があると考えられる〔資料P.40 図表2-16〕。

また、他の都道府県での新たな維持管理の方式として、地域維持型JV⁷等の取組が挙げられるが、福島県で採用するには、現在の制度の変更が必要になる〔資料P.41 図表2-17〕。さらに、維持管理業務の効率化の一例として、ICT⁸の活用について取り組む必要がある〔資料P.41 図表2-18〕。

一方、県内の建設業は、県のみならず国、市町村の各管理施設を含めた県全体の社会インフラの維持管理を担っており、その責務は重要なものとなっている。

また、人口減少社会、本格的な維持管理更新時代を迎えるにあたり、公共事業のあり方、住民・受発注者の役割分担、地域との関わり方、公共調達方法など、これまでの住民サービス提供手法が社会状況と合わなくなってきてている。

⁷ 「ジョイント・ベンチャー」共同企業体。複数の異なる企業等が共同で事業を行う組織のこと。主として土木建築業界において、一つの工事を施工する際に複数の企業が共同で工事を受注し施工するための組織のことを指す。

⁸ 「インフォメーション&コミュニケーション・テクノロジー」情報・通信に関する技術の総称。

III. 活力ある建設業にするために

従来、建設業においては、受注生産、個別生産、屋外生産、移動生産、総合生産といった建設生産の特性があるほか、重層下請構造、中小零細企業の割合が高いなどといった特徴がある。加えて、震災前までの長期にわたる建設投資の減少で、競争激化によるダンピング受注の弊害が指摘されていた。一方、東日本大震災以降の急激な復旧・復興事業の増大に対して受注環境に関する種々の課題が生じたものの、官民協力して受注環境改善のための新たな取り組みを実施している。このような受注環境に対する様々な課題に対する官民挙げたチャレンジを行った結果、福島県は震災からの復旧・復興から創生の途につこうとしている。建設投資が減少し、大きな増加が見込めない状況下の建設業においては、社会資本や産業基盤を整備・維持して県民の安全・安心な生活と財産を守るという重要な役割を担い、県の産業の活性化に貢献し、持続的な発展を目指すことが不可欠である。

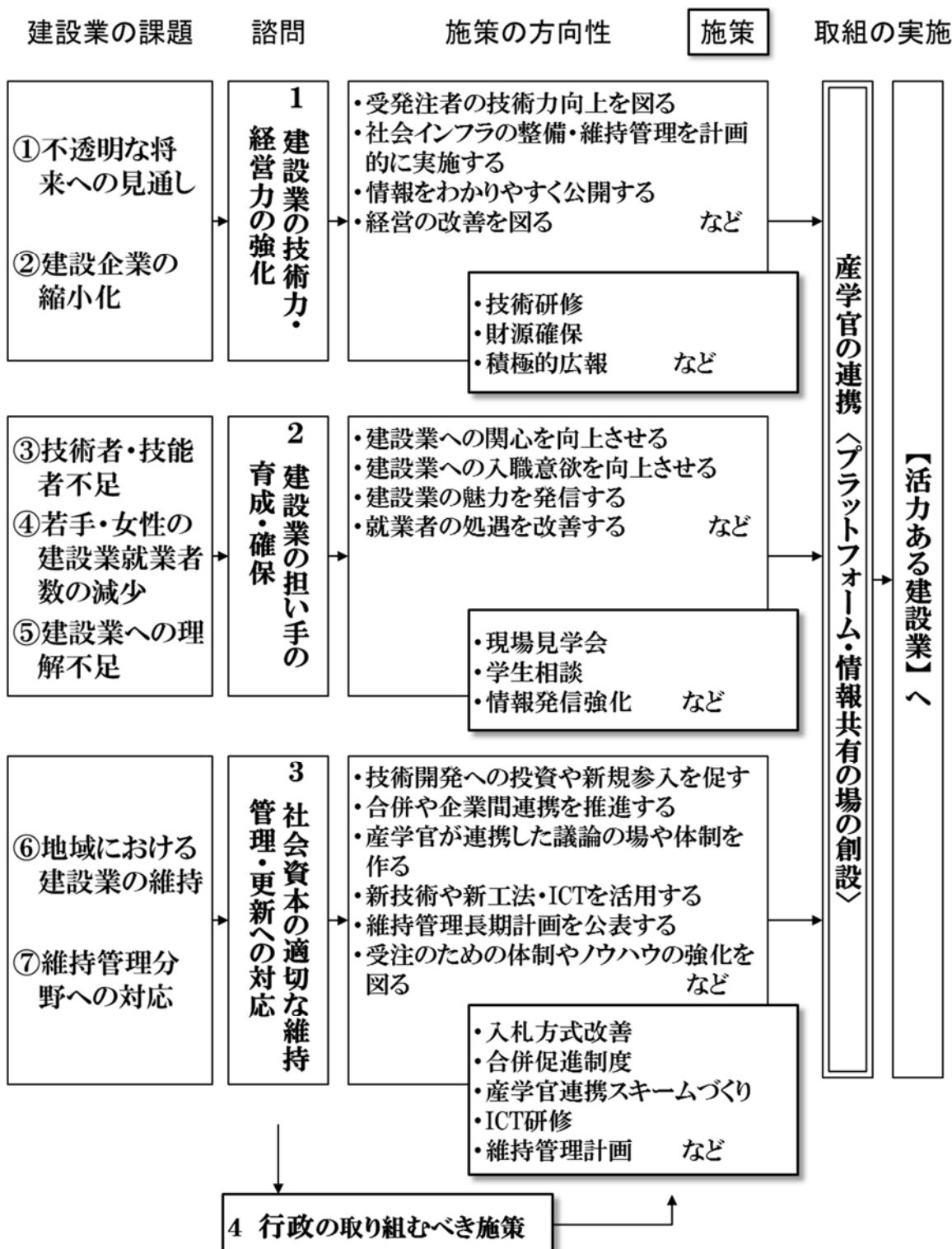
また、熟練技能を有する多くの高年齢層労働者のリタイアが見込まれる中、若年層・女性の入職が進まなければ将来的に技能労働者が不足するため、若年労働者等の育成・確保及び技能継承が極めて重要な課題となる。特に、若年労働者の育成・確保の観点からは、建設業で働く若年労働者がライフステージに応じた生活設計ができるよう、他産業と比較して遜色ない就労環境を実現することが重要であることから、建設企業が労働時間の短縮や賃金の向上等の体系的な処遇改善を始めとした職場の雇用管理改善や職業能力開発に主体的かつ積極的に取り組むことが重要である。

東日本大震災の復旧・復興事業により、建設企業の経営状況が好転している今こそ雇用管理改善や今後必要となる技術への対応等に取り組む好機であり、更なる施策を展開し、建設業就業者にとって「魅力ある職場づくり」を推進していく必要がある。

さらに、現在の社会インフラは高度経済成長期に集中的に整備されたものであり、一斉に老朽化するインフラを戦略的に維持管理・更新することが求められている。このため、インフラの維持管理・更新への技術開発、メンテナンス技術者の育成・確保、ノウハウの蓄積など、適切な対応で建設業の活性化につなげていくことが大切である。また、地域に根ざした建設企業は、インフラの維持管理のほか、地域の守り手として災害対応や地域経済や雇用の面でも重要な役割を有しており、地域の建設企業がその役割を果たすためには官民協働のうえ新たな体制づくりが必要である。

これらのこと踏まえ、人口動態を含む社会環境の大きな変化やポスト震災へ備え、世代を繋ぎ地域づくりを支えるため、前章で示した県内建設業が抱える7つの課題に対応した施策を講じて、活力ある持続可能な建設業を目指す取り組みに挑戦することが必要である。そのような現状認識の下で、施策の方向性として、建設業の技術力・経営力の強化、建設業の担い手の育成・確保及び社会資本の適切な維持管理・更新への対応の3つを挙げる。それらは、7つの課題と関連するが、主に関連する課題、それに対する施策としての取組との関係性について全体像を図表3-1に示す。行政はこれらが円滑に進むよう有効な施策を展開すべきである。

図表3－1 建設業の課題と諮問、施策の関係性



3つの方向性に対する県内建設業が取り組むべき事項、さらにそれを踏まえた行政が取り組むべき施策を以下に示す。

1. 建設業の技術力・経営力の強化

(1) 発注者の技術力向上について

- ・公共工事で用いられる技術力を強化し、工事目的物の品質を確保するためには、受注者のみならず発注者の工事実施の各段階における積極的な関与が必要であり、中でも工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する役割を担っている監督員は積極的に現場を訪れることが望まれることから、そのための時間をつくり出す必要がある。また、現場での作業が滞らないよう適切に確認・立会等の監督行為を行う必要があるため、それに必要な技術力の向上を図る必要がある。

(2) 建設企業の技術力向上について

- ・建設企業は、作業の機械化・自動化や書類・電子カルテなどの事務処理の向上を図ることで工期短縮や費用縮減が可能となることから、積極的に新技術を習得する必要がある。
- ・若手の技術者や技能者の育成研修には、建設企業側だけでなく発注者や教育機関などの産学官連携により、効果的なスキルアップ、キャリアアップのプログラムづくりを行う必要がある。

(3) 技術の伝承・継承について

- ・建設業就業者数が減少し、高齢化が進行する状況において、若手への技術の伝承・継承が課題となっているが、個社での取組には限界があることから、個社を超えたシステムを構築することが不可欠であり、産学官が連携して技術の伝承・継承を行う必要がある。

(4) 事業量の確保について

- ・現在は東日本大震災による復旧・復興需要が大きいが、今後それらは減少することが見込まれる。一方、維持管理時代の到来に備え、老朽化が進む膨大な社会資本ストックの維持管理・修繕・更新を始め、必要な社会インフラ整備を安定的・計画的に実施していくことが必要である。
- ・中通り、浜通り、会津の各地域で、今後の事業量及び内容が異なってくることから、発注者は今後の事業の見通しを公表する際には、県内全域だけでなく、各地域の実情を踏まえて、地域ごとにできる限り具体的な内容を公表することが必要である。

(5) 情報のわかりやすい公開について

- ・雇用機会の提供等地域経済を下支えする基幹産業として建設業が果たしている重要な役割について広く県民の理解を得るため、SNS⁹や紙媒体である福島県の広報誌などを活用し積極的に広報する必要がある。

(6) 運転資金の確保について

- ・運転資金を確保し安定した経営を図るため、前払制度¹⁰及び中間前払制度¹¹や融資制度

⁹ 「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」人と人とのつながりを促進・支援するコミュニティ型のインターネットサービス。

¹⁰ 発注した工事の円滑、適正な施工を支援するために、工事代金の一部（通常は4割）を前払いする制度。国土交通省、

の活用を促進する必要がある。

(7) 経営改善について

- ・今後見込まれる公共投資額の減少に備え、経営状況の分析や経営戦略の検討等により企業の利益率を高めることが必要である。企業間の連携や合併など、地域の実情を踏まえた企業形態で経営する必要がある。
- ・過剰な重層下請は、元請企業の管理が行き届かなくなることや、間接経費の増加、下請企業の労務費に対するしわ寄せなどが発生するし、品質や安全性の低下にまで発展するものであり、これを改善する必要がある。

(8) 生産性の向上について

- ・年度末に集中する工事の偏りを解消し年間を通じて工事量を一定に保つことで、人材・資機材の効率的な活用が図られる。このため施工の平準化を図る発注方式の導入や発注計画の公表が必要である。
- ・国による i-Construction¹²の推進にもあるように、ICTを活用した施工体制や事務処理体制を構築し、効率的に業務を進める必要がある。
- ・プレキャスト部材などの二次製品を活用することで現場作業量を軽減し、一人当たりの生産性を向上させることが必要である。
- ・書類書式のパターン化や電子データ化により、元請企業と下請企業の間や受発注者間での情報共有を図り、業務が効率化できないか検討する必要がある。

2. 建設業の担い手の育成・確保

(1) 建設業への関心の向上について

- ・初等教育段階の幼稚園や小学生を対象に、建設重機に触れたり、地震の揺れを再現する振動台や津波を起こす装置などを用いて子どもたちに土木や建築の技術の面白さを実感してもらったりする機会を増やすことで、早い段階から建設業への関心を持ってもらう取組が必要である。

(2) 建設業への入職意欲の向上について

- ・将来の進路を決める時期である中学生や高校生などを対象に、インターンシップ、現場見学会や職場体験学習等を開催し、建設業の魅力や楽しさを伝える必要がある。
- ・将来の建設業を担う人材の育成という観点から、専門高校の学生に、地域の社会基盤施設の維持管理業務を体験してもらう教育プログラムを通して、社会基盤施設の現状把握と建設業が地域貢献していることへの理解を促して、入職意欲をアップさせる必要がある。
- ・女性が働きやすい職場環境づくりを推進するため女性技術者のネットワークづくりなど

¹¹ 農林水産省をはじめとする国の機関や地方公共団体などで制度整備されている。

¹² 初日の前払金に加え、さらに20%以内の工事代金を受け取ることができる制度のこと。

¹² 「アイ・コンストラクション」ICTの全面的な活用（ICT土工）等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力ある建設現場を目指す、国土交通省の新しい取組。取組内容としては、ICT技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化、の3点が挙げられる。

の取り組みが必要である。

(3)建設業の魅力発信について

- ・建設業の魅力を伝えるため、建設業に関わる様々な情報について多面的に取りまとめ、定期的に多くの人に向け発信することが重要であり、全体を見渡せる県がわかりやすい発信を支援する必要がある。

(4)処遇改善について

- ・現在の建設業は若手・女性就業者が少ないことから、就業者の増加を図るために快適トイレ（男女ともに快適に使用できる仮設トイレ）や綺麗な休憩所など、環境の整備が重要である。ただし、急速に環境の整備を進めても、実際の若手や女性就業者が少ないままでは施設の無駄や経理への圧迫が生じてしまう場合もあることから、継続的かつ段階的に取り組むことが大切である。
- ・建設業は社会に貢献するやり甲斐のある仕事ではあるが、同時に現在の若手が求めているものは、賃金や休暇などといった処遇の良さである。退職金、社会保険加入などの福利厚生の充実や育児休暇の取得のしやすさなど、生活の質やワークライフバランスへの配慮が必要である。
- ・元請・一次下請だけでなく二次以降の下請業者に対して、処遇改善に充てる資金がどの程度まで行き届いているかを検証し、産業全体の引き上げを図ることが必要である。

3. 社会資本の適切な維持管理・更新への対応

(1)技術開発への投資について

- ・維持管理分野においても、より積極的に他社と差別化を進める場合には、技術開発を進めることができられるが、企業に余力が無ければ技術開発への投資は困難であることから、技術開発に取り組むインセンティブを付与する入札制度への見直しや、実情に即した適正な単価・諸経費への引き上げなどにより技術開発への投資が可能となる健全経営と収益の確保が図れる取組が必要である。
- ・落札率が低くなると売上高経常利益率は低くなり、落札率が高くなると売上高経常利益率は高くなる。将来的に公共事業費が減少した場合には、受注競争が激しくなることにより、落札率が低くなってしまい、売上高経常利益率が低くなると予想されるが、技術開発や将来への投資を行うためには一定の経常利益を確保する必要があり、落札率が過度に低くならないような制度の見直しが必要である。

(2)新規参入方法の工夫について

- ・多様な工事実績、技術・経験を蓄積している技術者・企業であっても、下請けやJVの実績だと、発注者の評価対象とならない場合があることから、技術者・企業の持っている技術・経験が類似工事などの実績として適正に評価され、新規参入に繋がる仕組みづくりが必要である。

(3)合併や企業間連携の推進について

- ・自助努力による本業の継続が困難な建設企業が、更新業務の増加や、維持管理業務の比重の高まりといったこれから市場構造変化に対応するためには、合併や協同組合の設立を進める必要がある。

(4) CM¹³やPPP¹⁴に係るノウハウの強化について

- ・県では東日本大震災を機にCM業務が導入され、今後も行政事務の外注の流れは拡大していくことが見込まれる。建設企業はこうした発注者業務のアウトソーシング及び委託範囲の包括化といった新たな動きに対応するためのノウハウを強化することが必要である。

(5) 地域の実情に応じた発注方法の工夫について

- ・地域の安全・安心に繋がる除雪や災害対応等を担っている建設業を危機管理産業として捉えて、地域の建設企業が地元に密着した工事を受注できる地域維持型入札方式を創設する必要がある。
- ・地域の特性を考慮した最適な維持管理の仕組みを構築するため、調査・設計から工事までを一体で発注するパッケージ型契約方式を導入する必要がある。これに向けて建設企業は維持管理の技術力とマネジメント能力の向上を図る必要がある。

(6) 官民連携プラットフォームの設置について

- ・福島県は県土が広く、地域が抱える課題も様々であることから、地域毎の課題にきめ細かに配慮した維持管理を進めるため、产学研官が連携して、日常的に課題解決に向けた意見交換ができる連絡協議会等の議論の場や体制作りをする必要がある。

(7) 建設業の役割・活動の継続的な遂行について

- ・建設業は除雪・災害対応など地域の安全・安心を担ういわば地域の危機管理産業であることを自覚するとともに、コンプライアンス（法令遵守CSR）やボランティア活動のみならず地域づくりなどの社会貢献にも不斷に取り組む必要がある。

(8) 施設更新・維持管理に係る技術・ノウハウの蓄積について

- ・日々、技術は更新されていくので、产学研官による維持管理プラットフォームを設置し、維持管理に関わる様々な情報の共有とデータベース化を実施する必要がある。

(9) 受注体制の強化について

- ・限られた予算を有効活用し住民サービスを最大化するため、調査設計から施工までの建設生産システムの効率化と最適化を図る必要がある。
- ・地域インフラの日常的な維持管理はそれぞれの地域に根付く建設業で担う必要がある。

¹³ 「コンストラクション・マネジメント」建設生産・管理システムの一つであり、コンストラクションマネージャーが、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部または一部を行うものである。

¹⁴ 「パブリック・プライベート・パートナーシップ」小さな政府を志向し、「民間にできることは民間に委ねる」という方針により、民間事業者の資金やノウハウを活用して社会资本を整備し、公共サービスの充実を進めていく手法。

(10)維持管理の長期計画の公表について

- ・社会資本の適切な維持管理・更新は社会経済活動に不可欠であり、様々な管理施設の長寿命化計画を策定して可能な限り事業計画を詳細に掲載していく必要がある。また県内建設企業が経営基盤の強化に資するため、発注者はこれらの長期計画を適正に公表していく必要がある。

(11)適正な歩掛・単価の設定について

- ・インフラの将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に必要な適正な利潤を建設企業が確保できないおそれがあるため、行政は市場の実勢等を的確に反映した歩掛・単価により算定するなど予定価格を適正に設定する必要がある。

(12)新技術や新工法・ICTの活用について

- ・維持管理業務の効率化を図るために、新技術や新工法・ICTの活用を評価する入札制度を導入して、それらの活用を推進する必要がある。

4. 行政の取り組むべき施策

ここでは、これまで示した3つの方向性に対する行政の取り組むべき施策を示す。

また、少子高齢化、さらに人口減少という人口動態の変化は、県内建設業が取り組むべき3つの方向性に共通し、県政全体の課題でもある。この課題に対する行政の取り組みとしては、公共事業のあり方、住民・受発注者の役割分担、地域との関わり方、公共交通方法など、住民サービスの提供についてこれまでのやり方を検証し、若年・女性就業者の増加のみならず、外国人技能者の活用を含むダイバーシティ¹⁵（多様性）についての動きを視野に入れ、社会状況に応じた最適な対応を模索すべきである。

(1)建設業の技術力・経営力を強化するための施策について

①発注者の技術力向上のための施策

- ・監督員が現場を訪問する時間を確保するため、監督員が取り扱う提出書類の簡素化や統一化など事務量の軽減を図るべきである。また、監督員の技術力向上を図るため、若手職員を対象にした現場実習の充実や、監督員自らが講師となる所内研修会や業務発表会の開催、受発注者協働による技術研修等を実施すべきである。

②建設企業の技術力向上のための施策

- ・建設企業が新技術の習得や資格の取得を積極的に行うようにするため、行政はその支援として、技術習得・資格取得の機会や情報を提供すべきである。また、資格保有年数だけではなく継続教育への参加有無を評価するなど評価方法を充実すべきである。

③技術の伝承・継承のための施策

¹⁵ 「多様性」などの意味。企業等においては人種・国籍・性・年齢を問わずに人材を活用すること。

- ・建設業就業者は高齢化が進んでいることから、若手への技術の伝承・継承を進めるため、ベテランと新人を組ませる親子制度といった取組への支援や評価、伝承・継承に関する様々な事例を集めたデータベースの作成などを実施すべきである。若手への伝承・継承を建設企業側が個々に行うには限界があることから、行政や教育機関などを含めた产学研官連携や、建設企業と行政での若手技術者の連携などについても充実させるべきである。

④事業量を確保するための施策

- ・今後の公共事業について、これからの中子高齢社会に求められる社会资本の整備や、歴史的価値のある施設の維持修繕、膨大な社会资本ストックの老朽化への危機意識や更新見通しの情報を共有するとともに、必要性を再認識し、そのための財源を安定的に確保すべきである。
- ・建設業は社会インフラを守る危機管理産業であることから、県内の各地域を守るために必要とする建設企業数や社員数など、維持すべき建設労働力を推定し、社会资本を適切に維持管理すべきである。

⑤情報をわかりやすく公開するための施策

- ・行政が発表する重要な情報に関しては、利用者目線で検討して、県民に伝わりやすい情報発信に努めるべきである。また、福島県の広報誌やインターネットを使った広報だけでなく、説明会などの様々な機会を捉えて積極的な情報発信をすべきである。
- ・建設業に従来からあるネガティブな印象を変えるため、一つの方策例として「環境維持業」、「環境保護業」などといった、業界のイメージアップが期待出来るようなネーミング(通称、俗称)を考案すべきである。
- ・東日本大震災時にその活躍が大きく周知された警察、消防、自衛隊の広報活動などを手本とし、建設業が広く一般社会のために担う様々な業種ごとの情報を集約して、効果的な発信を行うべきである。

⑥運転資金を確保するための施策

- ・建設企業が運転資金を確保し安定した経営を図るために、前払制度及び中間前払制度や融資制度などの活用促進が必要であるが、行政側の県内市町村においては、各制度への理解や周知が行き届いていないことがあるため、県は福島県ブロック発注者協議会などを通じ、県内市町村への情報提供を実施すべきである。
- ・前払制度特例措置（4割→5割）の継続適用や、工事代金支払の迅速化など、運転資金確保のための各施策を実施すべきである。

⑦経営を改善するための施策

- ・建設企業が企業合併や企業再編等に取り組む場合において、行政はそれに要する経費の一部に対して補助金を交付するなど、支援を実施すべきである。
- ・県内の建設業のなかでも多くの割合を占める中小や零細の意欲ある建設企業が安定的に経営できるよう、セーフティネット（法定外労災補償）への加入勧奨など、必要な支援策を実施すべきである。

- ・建設企業の適正な利潤確保などを目的とした改正担い手3法の遵守を徹底し、行き過ぎた重層化を回避する下請次数の制限、また、地元の実情を熟知した中小建設企業や施工能力に優れた専門工事業者等が安定して受注出来るような仕組みを導入すべきである。

⑧生産性向上するための施策

- ・年間を通して施工の平準化が可能となるような発注方式の導入や発注計画の公表、ＩＣＴを活用した効率的な施工体制や事務処理体制の構築、プレキャスト部材などの二次製品を活用した現場作業量の軽減、生産システムにおける受発注者間の情報共有化や役割分担の見直し、適正な歩掛・単価・工期の設定、書類の簡素化など、新しい技術の活用や既存制度の見直しを実施すべきである。
- ・新技術・新工法・ＩＣＴ活用・維持管理等に関する研修・講習会を官民一体となって開催すべきである。
- ・入札時に、新技術や新工法・ＩＣＴの活用に取り組む企業へ加点するなど、制度を見直すべきである。

(2)建設業の担い手の育成・確保のための施策について

①建設業への関心を向上させるための施策

- ・発注工事での現場見学会・体験型学習会を実施し、重要な社会的役割を担う建設業への理解を浸透・普及させるべきである。
- ・同一作業所で同一生徒対象の定期的（3回程度）な見学会を行い、完成へのプロセスを経験させることにより、ものづくりのやりがいや景色の変わる建設現場のスケールの大きさを体感させるべきである。
- ・これまでにも、ものづくりに興味を持った多くの女性が、建設業で活躍していることを情報発信すべきである。

②建設業への入職意欲を向上させるための施策

- ・専門高校の教育に建設業の役割・現場を教えるカリキュラム（先輩等による出前講座、特別教育等）を導入すべきである。
- ・他産業に負けない魅力ある待遇改善（適正な設計労務単価の設定、週休二日制の導入等）を支援すべきである。
- ・学生の不安を取り除き、入職のハードルを下げる取組として、学生と実際に建設企業で働いている卒業生との接点を設けるべきである。
- ・産学官連携による女性が働きやすい職場環境づくりを推進するため女性技術者のネットワークづくりなどに取り組むべきである。

③建設業の魅力を発信するための施策

- ・建設業の役割や職務内容等を映像により利用者目線でわかりやすく発信するなど、産学官連携で様々な媒体により情報発信すべきである。
- ・ＳＮＳ、紙媒体による広報、ラジオ番組やネット配信などにより、現場でしか撮れない画像・動画や情報を発信すべきである。

④処遇改善のための施策

- ・週休二日制が可能な工期設定をすべきである。
- ・適正な設計労務単価の設定、福利厚生等の充実を図るべきである。
- ・工事現場に専任で配置する主任技術者・監理技術者の女性が出産（準備含む）や育児により休業する場合の後任技術者の選任について、経過措置・猶予措置などを検討すべきである。

(3)社会資本の適切な維持管理・更新へ対応するための施策について

①技術開発への投資を促すための施策

- ・最低制限価格の引上げと低入札価格調査基準の厳格化をすべきである。

②新規参入を促すための施策

- ・同種・類似工事の要件を見直して拡大すべきである。
- ・実績評価は技術者個人よりも企業実績を重視すべきである。

③合併や企業間連携を促進するための施策

- ・合併や企業間連携により経営の安定及び強化を図った企業に対し、弁護士及び税理士等の費用の一部を補助するなど、合併や企業間連携を促進する制度の創設を検討すべきである。
- ・福島県と災害時応援協定を締結している業界団体に所属している建設企業が、優先的に災害復旧工事を受注できるようにするなど、地域に貢献している企業が評価される制度を検討すべきである。

④CMやPPPに係るノウハウを強化するための施策

- ・PFI¹⁶を含めた受注ノウハウを習得するための研修会等を開催すべきである。
- ・産学官連携のためのスキームづくりを進めて、官民共催による研修会、勉強会等を実施すべきである。

⑤地域の実情に応じた発注のための施策

- ・地域維持型入札方式及び共同受注方式の創設・拡大を検討すべきである。
- ・異業種間連携、業務の包括的発注、ロットの拡大を進めるべきである。
- ・BCP¹⁷の策定や災害時応援協定を締結している地域企業などとの、適正性を確保した指名競争入札を導入すべきである。
- ・複数年契約業務を拡大すべきである。

¹⁶ 「プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」公共サービスの提供に際して、従来のように公共が直接施設を整備せずに、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。

¹⁷ 「ビジネスコンティニュイティプラン」事業継続計画の意味。災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の観点から対応策をまとめたもの。

⑥官民連携プラットフォームを設置するための施策

- ・産学官の連携強化を図るため、維持管理技術に関する情報をデータベース化するなど、産学官による情報共有の場を創設すべきである。
- ・維持管理に精通した技術者育成のための研修会等を開催すべきである。
- ・ME¹⁸やMMR¹⁹を育成するためのスキームを構築すべきである。

⑦建設業の役割・活動を情報発信する施策

- ・建設業は地域の危機管理産業としての役割を担い、地域づくり等の活動に継続的に取り組むことで社会に貢献しており、行政は建設業の社会的立場の向上のため、これらの役割・活動を情報発信すべきである。

⑧施設更新・維持管理に係る技術・ノウハウの強化のための施策

- ・（再掲）新技術・新工法・ＩＣＴ活用・維持管理等に関する研修・講習会を官民一体となって開催すべきである。
- ・ＩＣＴを活用した施工・品質等の管理基準や積算基準を明確化し、ＩＣＴ活用を推進する体制を確立すべきである。
- ・（再掲）産学官の連携強化を図るため、維持管理技術に関する情報をデータベース化するなど、産学官による情報共有の場を創設すべきである。

⑨受注体制の強化のための施策

- ・（再掲）MEやMMRを育成するためのスキームを構築すべきである。
- ・調査設計から施工までの効率化について検討すべきである。
- ・（再掲）維持管理に精通した技術者育成のための研修会等を開催すべきである。

⑩維持管理の長期計画を公表する施策

- ・社会資本の適切な維持管理更新、地域の活力、安全・安心のため、必要な財源を確保すべきである。
- ・県と市町村との連携による面的な維持管理についても検討を進めるべきである。
- ・維持管理の長期計画は、地域の安全・安心に関わるものであることから、一般の方にも分かりやすい情報を適正に公表すべきである。

⑪適正な歩掛・単価を設定するための施策

- ・地域の実情を加味した利益が確保できる歩掛・単価を設定するために必要な場合は実態調査を検討すべきである。
- ・歩掛け・単価が実態と開きがある場合は、見積の活用を検討すべきである。

¹⁸ 「メンテナンス・エキスパート」構造物等の維持管理に関する高度な知識を持ち、劣化状態等を適確に診断し対処できる技術者を意味する。

¹⁹ 「メンテナンス・マネージャー」構造物等の維持・修繕に関する日常的管理や、保全計画の策定等ができる技術者を意味する。

⑫新技術や新工法・ＩＣＴを活用するための施策

- ・（再掲）新技術・新工法・ＩＣＴ活用・維持管理等に関する研修・講習会を官民一体となって開催すべきである。
- ・（再掲）入札時に新技術や新工法・ＩＣＴの活用に取り組む企業へ加点するなど、制度を見直すべきである。
- ・維持管理への活用に併せて、施工の安全確保に対してもＩＣＴを活用すべきである。

< 資料 >

1. 審議経過

開催日	審議事項
第1回 平成28年1月29日	<ul style="list-style-type: none">・委員の委嘱・「今後の県内建設業のあり方について」の諮問・「福島県の建設業の現状及び課題について」の報告・今後の審議の進め方、審議予定について
第2回 平成28年4月27日	<ul style="list-style-type: none">・「建設業の技術力・経営力の強化」・「建設業の担い手の育成・確保」
第3回 平成28年6月17日	<ul style="list-style-type: none">・「社会資本の適切な維持管理・更新への対応」・「行政の取り組むべき施策」
第4回 平成28年9月6日	<ul style="list-style-type: none">・「行政の取り組むべき施策」・「中間とりまとめ（案）」 <p>※「中間とりまとめ」に対するパブリックコメントの募集 (平成28年10月24日～11月24日)</p>
第5回 平成28年12月22日	<ul style="list-style-type: none">・「答申（案）」

2. 福島県建設業審議会委員名簿

任期：平成 28 年 1 月 29 日～平成 30 年 1 月 28 日
(五十音順・敬称略)

○学識経験を有する者〔7名〕

No.	所属	役職名等	氏名	備考
1	福島工業高等専門学校	副校長	芥川 一則	会長代理
2	福島県弁護士会	弁護士	菅野 浩司	
3	福島学院大学	学長	小松 由美	
4	東日本建設業保証（株）福島支店	支店長	高橋 秀明	
5	日本大学工学部	教授	中村 晋	会長
6	福島大学うつくしまふくしま未来支援センター	客員教授	藤本 典嗣	
7	福島県社会保険労務士会	副会長	渡部 弘志	

○建設工事の需要者〔4名〕

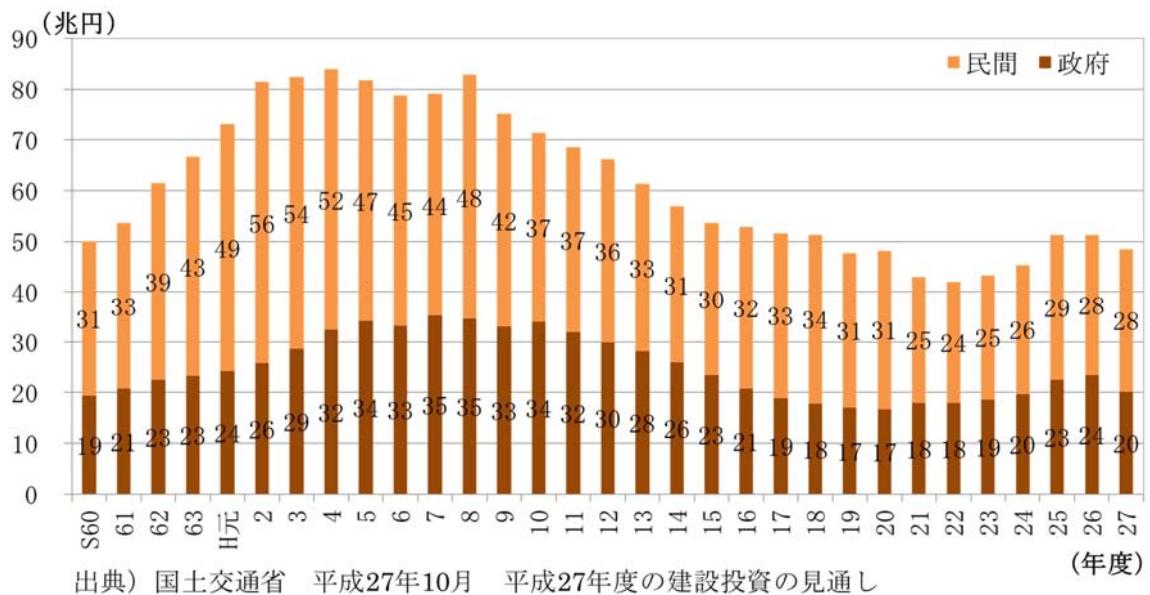
No.	所属	役職名等	氏名	備考
1	福島県消費者団体連絡協議会	理事	菊地 ミドリ	
2	(一財) 福島県婦人団体連合会	会長	小林 清美	
3	昭和村	村長	馬場 孝允	
4	福島県商工会議所連合会	理事	和合 アヤ子	

○建設業者〔4名〕

No.	所属	役職名等	氏名	備考
1	(一社) 福島県建設産業団体連合会	会長	小野 利廣	
2	福島県総合設備協会	会長	坂本 幹夫	
3	福島県建設業協会青年部	会長	野地 武之	
4	横山建設工業（株）	代表取締役	横山 真由美	

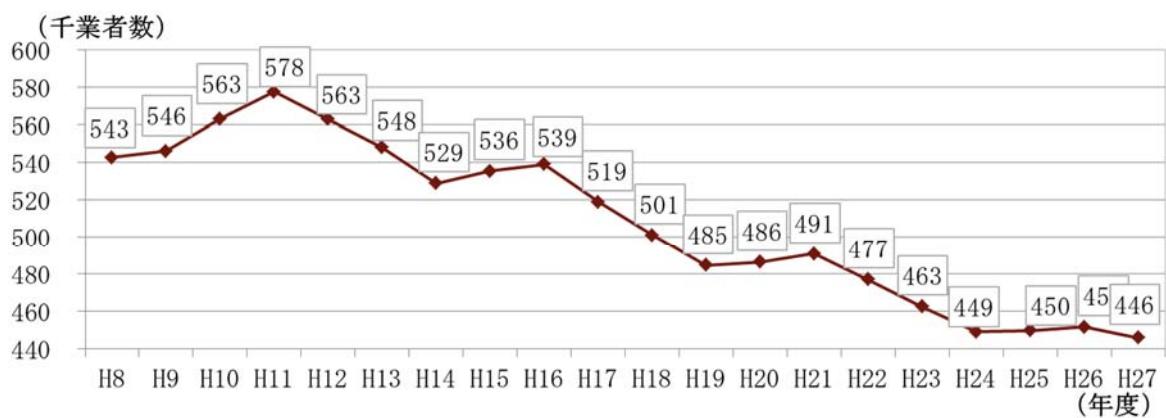
3. 資料

図表 1－1 政府・民間による建設投資の推移



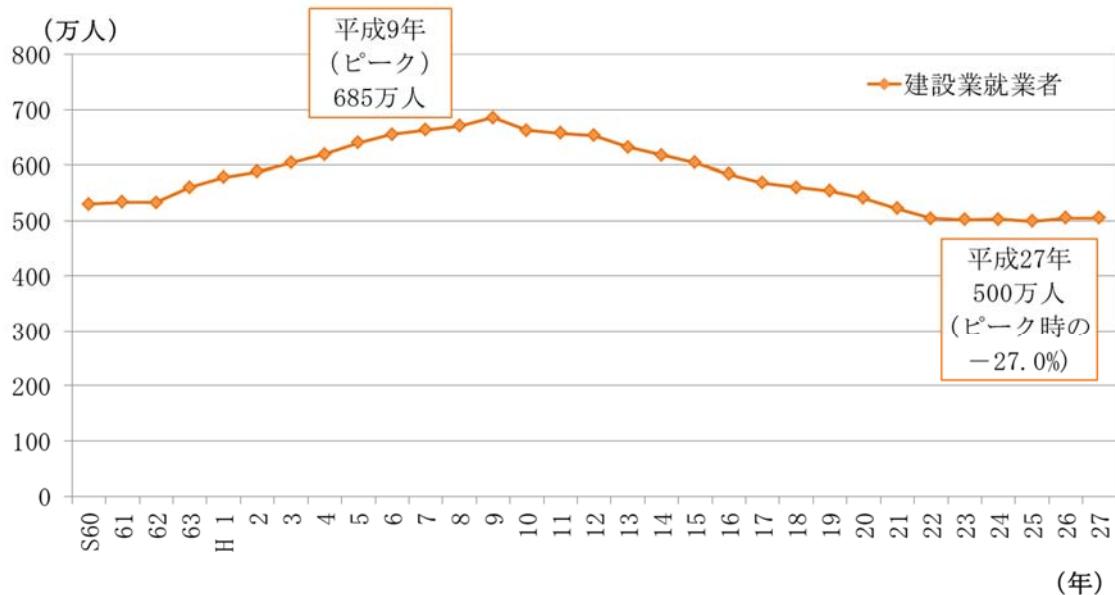
出典) 国土交通省 平成27年10月 平成27年度の建設投資の見通し

図表 1－2 一般建設業許可業者数の推移



出典) 国土交通省 建設業許可者数調査の結果について (平成28年5月)

図表1－3 建設業就業者数の推移



出典) 総務省 労働力調査

図表1－4 「国土のグランドデザイン2050」の抜粋

基本的考え方	基本戦略
(1)コンパクト+ネットワーク	(1)国土の細胞としての「小さな拠点」と、高次地方都市連合等の構築 (2)攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり (3)スーパー・メガリージョンと新たなリンクの形成 (4)日本海・太平洋2面活用型国土と圏域間対流の促進 (5)国の光を魅せる観光立国実現 (6)田舎暮らしの促進による地方への人の流れの創出 (7)子供から高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築 (8)美しく、災害に強い国土 (9)インフラを賢く使う (10)民間活力や技術革新を取り込む社会 (11)国土・地域の担い手づくり (12)戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応
(2)多様性と連携による国土・地域づくり	
(3)人と国土の新たなかかわり	
(5)災害への粘り強くしなやかな対応	
(6)国土づくりの理念	

出典) 国土交通省 平成26年7月「国土のグランドデザイン2050～対流促進型国土の形成～」

図表1－5 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)の改正について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律	
＜背景＞	○ダンピング受注、行き過ぎた価格競争○現場の担い手不足、若年入職者減少 ○発注者のマンパワー不足○地域の維持管理体制への懸念○受発注者の負担増大 ＜目的＞インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保
☆ 改正のポイントI：目的と基本理念の追加	
○目的に、以下を追加	・現在及び将来の公共工事の品質確保 ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
○基本理念として、以下を追加	・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保 ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施 ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮 ・ダンピング受注の防止 ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善 ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等
☆ 改正のポイントII：発注者責務の明確化	
○担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定	各発注者が基本理念にのっとり発注を実施 ・最新単価や実態を反映した予定価格 ・歩切りの根絶 ・ダンピング受注の防止 等
○不調、不落の場合等における見積り徴収	効果
○低入札価格調査基準や最低制限価格の設定	
○計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更	○発注者間の連携の推進 等
☆ 改正のポイントIII：多様な入札契約制度の導入・活用	
○技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約 ○段階的選抜方式(新規参加が不適に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減 ○地域社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約、一括発注、共同受注)→地元に明るい中小業者等による安定受注 ○若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価	
法改正の理念を	○国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力
現場で実現するために、	○国等が講じる基本的な施策を明示(基本方針を改正)
出典) 国土交通省	○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

図表1－6 品確法等について

公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法) (平成十七年三月三十一日法律第十八号)
品確法は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的に定められた法律です。
建設業法 (昭和二十四年五月二十四日法律第百号)
建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められた法律です。
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法) (平成十二年十一月二十七日法律第百二十七号)
入契法は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的に定められた法律です。

図表1－7 品確法・建設業法・入契法（通称 担い手三法）の改正について

国土交通省

品確法・建設業法・入契法等の改正について

【背景】

建設業については、東日本大震災に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理など の担い手として、その果たすべき役割はますます増大しています。一方で、建設投資の急激な減少や競争の激化により建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注等による建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じています。こうした問題を看過すれば、中長期的には、建設工事の担い手が不足することが懸念されています。また、維持管理・更新に関する工事の増加に伴い、これらの工事の適正な施工の確保を徹底する必要性も高まっています。

これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、以下のとおり法律改正が行われました。

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する
「入契法」、「建設業法」も一体として改正

品確法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)の改正

＜目的＞ 公共工事の品質確保の促進
→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

■基本理念の追加:将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等
■発注者の責務(基本理念に配慮して発注関係事務を実施)を明確化
(例)予定価格の適正な設定、低札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更
■事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定
＜建設業法等の一部を改正する法律＞

入契法の改正	建設業法の改正
＜目的＞ 公共工事の入札契約の適正化 →公共工事の発注者・受注者が入札契約適正化のために講すべき基本的・具体的な措置を規定	＜目的＞ 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達 →建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務を規定
■ <u>ダンピング対策の強化</u> ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加 ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認	■ <u>建設工事の担い手の育成・確保</u> ・建設業者、建設業者団体、 国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務
■ <u>契約の適正な履行(=公共工事の適正な施工)を確保</u> ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大	■ <u>適正な施工体制確保の徹底</u> ・業種区分を見直し、解体工事業を新設 ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

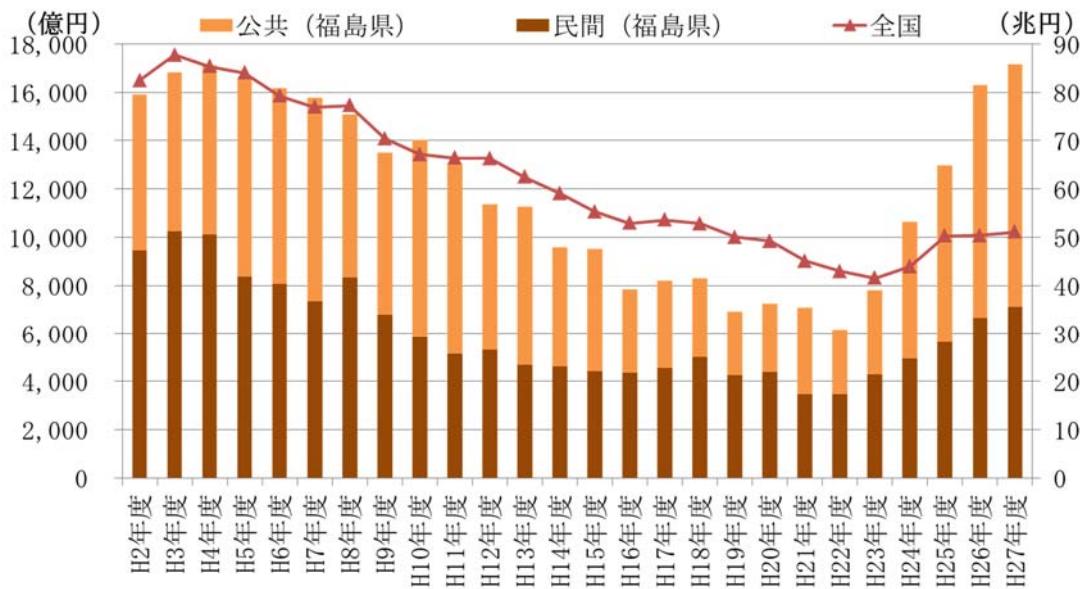
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

出典) 国土交通省

図表1－8 国土交通省の平成28年度予算案の概要

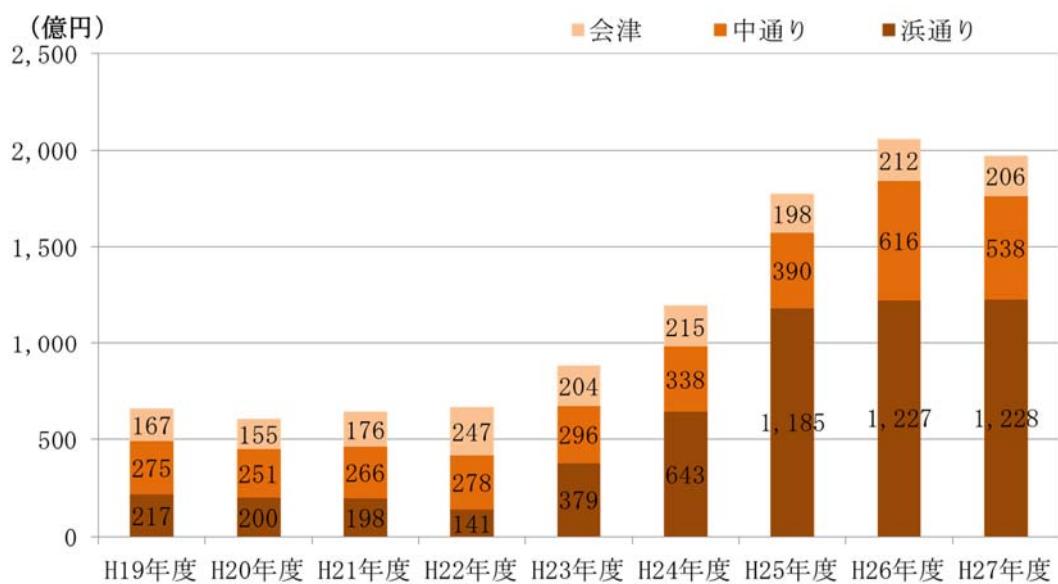
平成28年度予算案の概要(建設業関係)		国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化の進展に伴って、建設業においても、高齢化や若年入職者の減少という構造的な問題が発生 ○将来にわたる社会資本の品質確保と適切な機能維持を持続的に図るため、処遇改善、多様な人材の活用等による担い手の確保・育成を更に強化するとともに、建設生産システムにおける現場の生産性向上を推進 		
<p>処遇改善等による担い手の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 建設技能労働者の経験が蓄積される システム構築の推進【新規】 (30百万円) 社会保険等の加入状況の確認の実効的な実施や、技能・経験に応じた適正な処遇等に資する環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○技能労働者の就労履歴を一元的に管理し、技能、経験に応じた処遇の改善等を可能とする建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築に向け、必要な検証及び検討を実施 ■ 現場事故防止等のための安全対策支援【新規】 (11百万円 ※うち優先課題推進枠11百万円) <ul style="list-style-type: none"> 現場で働く技能労働者が安心して従事できる環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○建設現場での事故事例(ヒヤリ・ハット事例を含む)を閲覧できるデータベースを構築し、収集事例を基に、建設現場での事故防止のための啓発教材(テキスト、DVD等)の作成を支援 ■ 多様な入札契約方式の導入・活用の促進等の「担い手3法推進サイクル」の創出【拡充】 (71百万円 ※うち優先課題推進枠10百万円) <ul style="list-style-type: none"> 建設企業が「地域の守り手」として持続的に役割を果たせる好循環の創出 <ul style="list-style-type: none"> ○①担い手3法の運用状況の把握・共有を通して、②課題解決に向けた地域毎の取組を收集し、③先進事例の集約・見える化を実施することによって、④全国における現場の改善につながる推進サイクルを創出 	<p>多様な人材の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「もっと女性が活躍できる建設業」推進パッケージ【拡充】 (55百万円 ※うち優先課題推進枠29百万円) <ul style="list-style-type: none"> 建設業における女性活躍の機運を業界全体で持続・浸透、取組を加速化 <ul style="list-style-type: none"> ○地域ぐるみで女性を応援する活動の更なる深化・定着 <ul style="list-style-type: none"> ○女性進出で課題となる分野に対する重点的な対策 <ul style="list-style-type: none"> ・女性リーダーの育成 ・女性技能者にとって働きやすい現場環境の整備 ・他産業の創意・活力の活用による女性活躍の基礎固め ■ 建設分野における外国人材活用の適正化事業【継続】 (76百万円 ※うち優先課題推進枠76百万円) <ul style="list-style-type: none"> 当面の一時的な需要増に対応するため、即戦力となり得る外国人材の活用に係る緊急措置の適正かつ円滑な実施 <ul style="list-style-type: none"> ○緊急措置の適正かつ円滑な実施を図るため、監理団体及び受入企業に対して巡回指導等を実施する「制度推進事業実施機関」の活用、管理制度の運営等を実施 	<p>建設生産システムにおける生産性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域建設産業活性化支援事業【拡充】 (168百万円 ※うち優先課題推進枠27百万円) <ul style="list-style-type: none"> 生産性向上等に向けた地域建設企業等の連携や効率的な生産管理モデル定着の支援 <ul style="list-style-type: none"> ○生産性向上に資するベストプラクティスの見える化、建設業に応用可能な他産業の生産性向上を参考にした、「生産管理モデル」構築の検討等を実施 ○アドバイザーによる相談支援、支援チームや経費助成による重点支援を実施 ○セミナー、個別相談会の実施とともに、オンライン講座等の効率的・効果的な教育手法を開発・試行 ■ 元請・下請取引の適正化・重層下請構造の改善のための調査【継続】 (24百万円) <ul style="list-style-type: none"> 対等な元下関係の構築と、重層下請構造の改善による生産性向上 <ul style="list-style-type: none"> ○不要な下請契約や行き過ぎた重層化の回避を促し、建設生産システムの生産性向上を推進 ○法令違反に対する監督指導を強力に推進し、円滑に賃金が現場の技能労働者に行き渡る環境を整備

図表1－9 建設投資額の推移



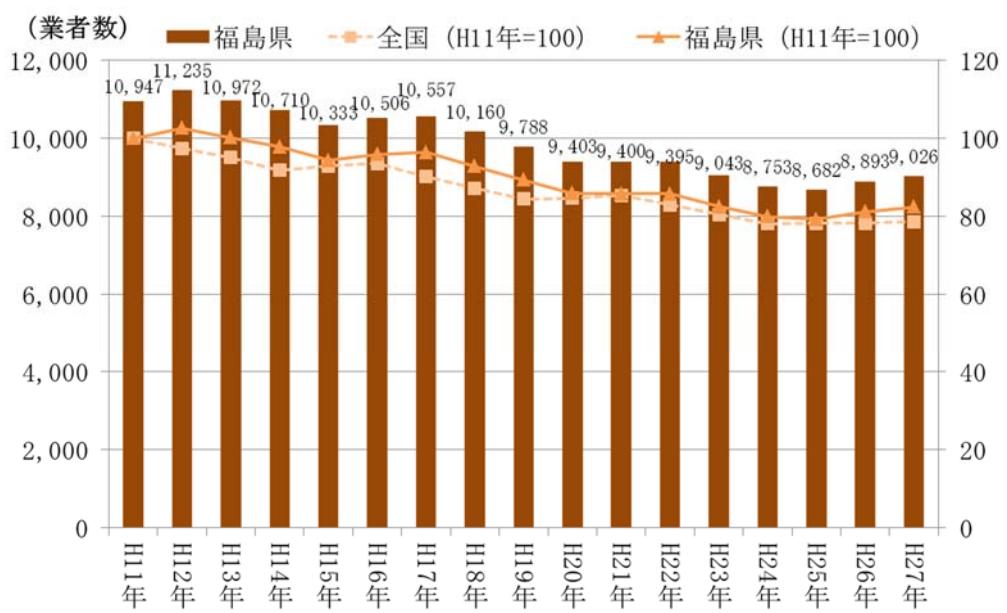
出典) 国土交通省「建設総合統計年報」

図表1－10 福島県発注工事の地域別契約金額の推移



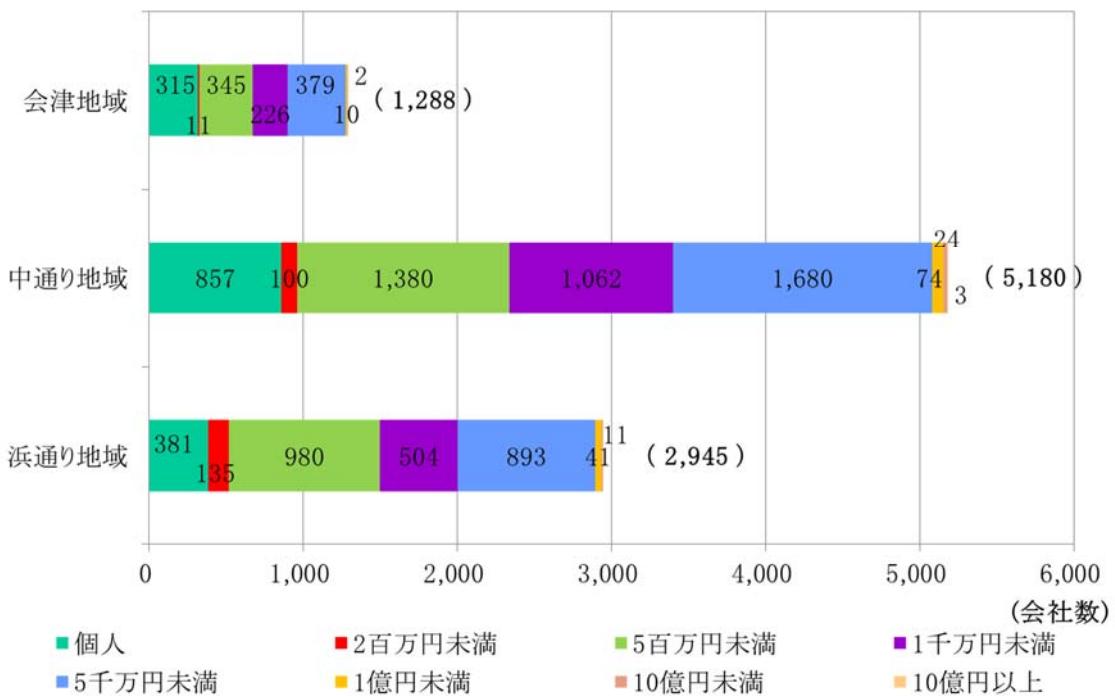
出典) 福島県

図表1－11 建設業許可業者数の推移



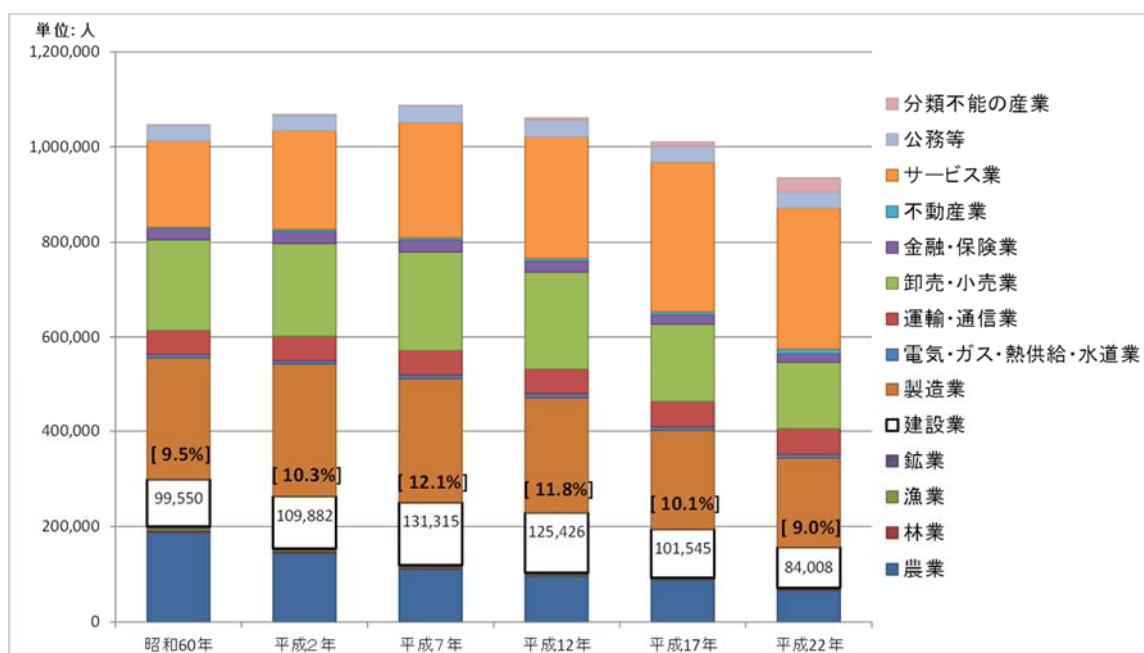
出典) 国土交通省「建設業許可者数の現況」

図表1－1－2 地域別の資本金規模別企業数



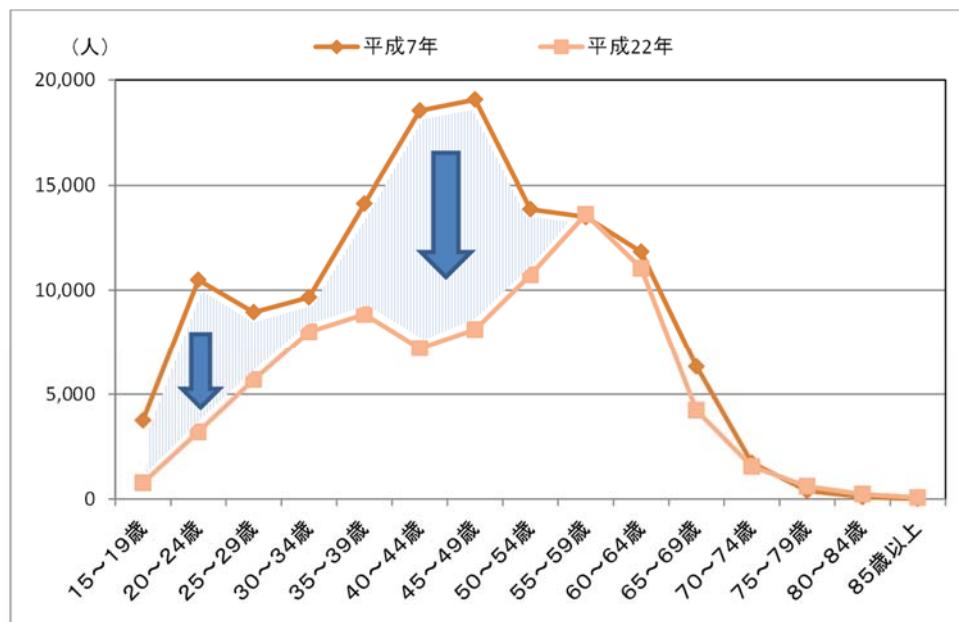
出典) 福島県

図表1－1－3 福島県の産業別就業者数の推移



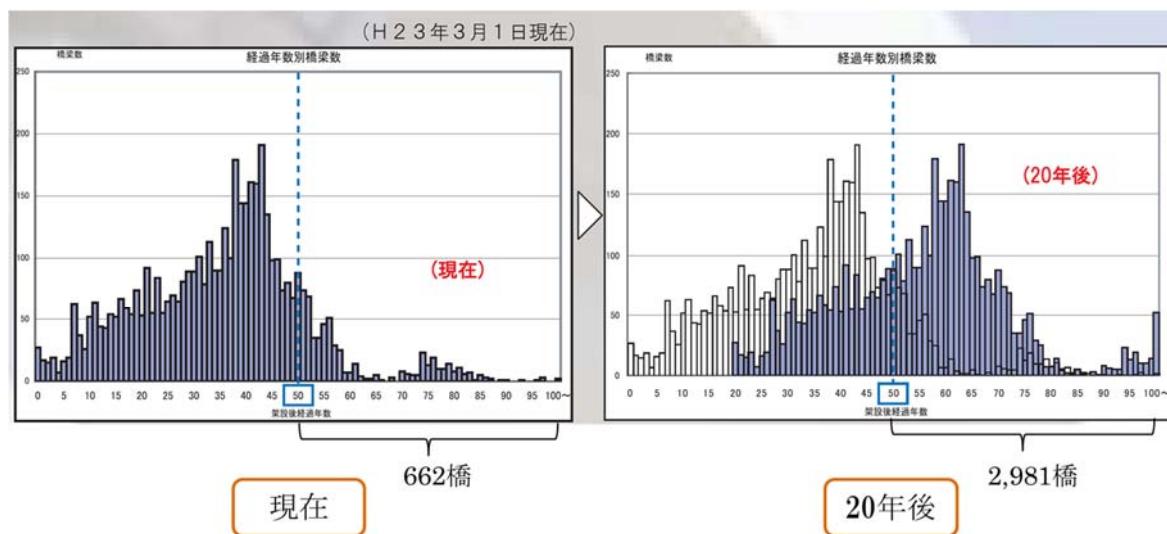
出典) 国勢調査

図表1－1－4 福島県の建設業就業者の年齢構成の推移



出典) 総務省「国勢調査」

図表1－1－5 経過年数別橋梁数



出典) 福島県

図表 1－16 入札制度の近年の変更概要

内 容
1.これまでの経緯
(1)入札制度改革の基本方針の決定・条件付一般競争入札の全面導入(H18.12.18) (2)入札監視委員会の充実・強化(H19.4.1) (3)総合評価方式の導入(H19.10) (4)低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定(H19.10) (5)総合評価方式の評価基準の見直し
2.東日本大震災の主な対応状況
(1)迅速な発注・契約のための対応 ・災害復旧工事等、緊急を要する工事等については随意契約により速やかに対応 (2)工事の品質確保のための対応 ・随意契約においても複数の者に見積書を求める場合は最低制限価格を設定する (3)円滑な工事等の実施のための対応 ・出来高確認の弾力化や部分払等による支払いの迅速化 ・前金払の割合の引上げ

出典) 福島県

図表 1－17 福島県の建設業に関する支援制度

制度名	目的	実績 (H28.8現在)
地域に根ざした建設業新分野進出応援事業	雇用の創出と確保、経営基盤の強化、地域経済の活性化を目指す建設業者の自主的な取組を応援する。	H20年度より ・認定：122社143事業 ・知事表彰：27社 <表彰取組事例：農業・飲食業・電力(太陽光発電)業など>
地域に生きる建設企業支援事業	建設企業の経営者等を対象に経営力向上につなげるための講座を開催する。	H21年度より計18回開催 <成果例：H27開催アンケート結果満足度(参考になつた+ある程度参考になつた)計67%>
優秀施工者福島県知事顕彰事業	ものづくりに携わる建設技能者の能力・資質、社会的評価・地位の向上を図るために、特に優秀な技術・技能を持ち後進の指導、育成などに多大な貢献を行う建設技能者を対象に表彰を行う。	H5年度より計90名を表彰
地域人づくり事業	建設業の人材確保・育成を目的として各種事業を実施する。	H26～H27年度実施。 合同就職説明会：176名参加 アドバイザリー事業：31社 教育訓練支援：178名

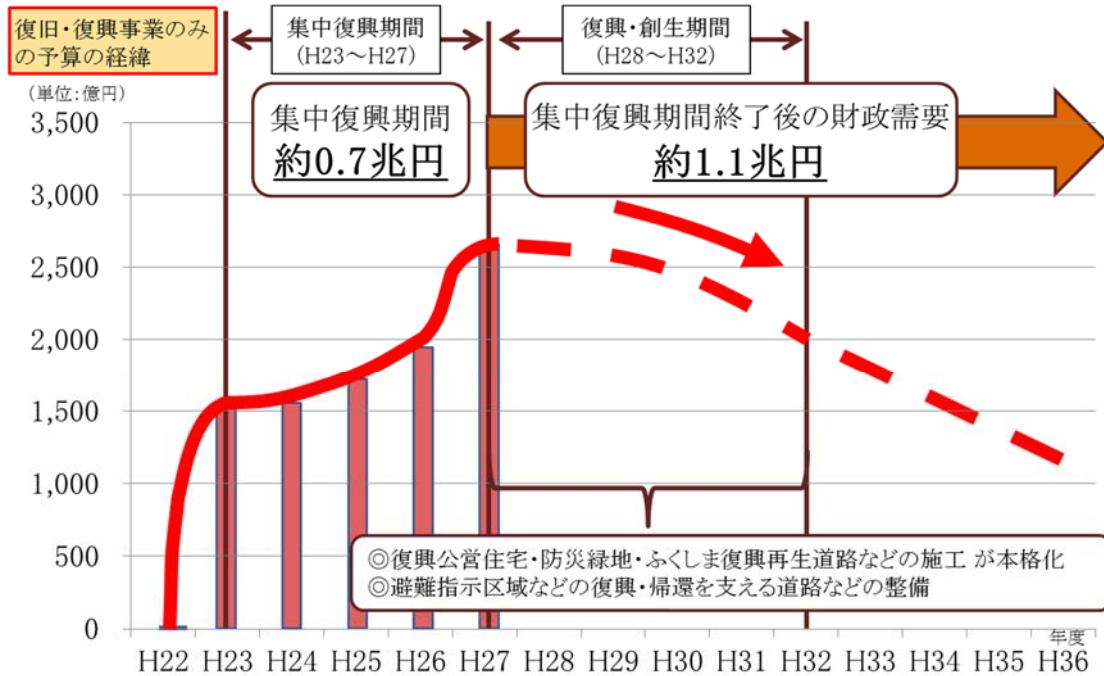
出典) 福島県

図表2－1 東日本大震災の復旧状況

	H25年度末時点			H26年度末時点			H27年度末時点				
	査定決定件数	完了件数	完了率	査定決定件数	完了件数	完了率	査定決定件数	着工件数	完了件数	着工率	完了率
浜通り	1,516	771	50.9%	1,547	947	61.2	1,566	1,456	1,203	93.0%	76.8%
中通り	541	528	97.6%	534	533	99.8	534	534	534	100.0%	100.0%
会津	26	26	100.0%	26	26	100.0%	26	26	26	100.0%	100.0%
全地域	2,083	1,325	63.6%	2,107	1,506	71.5%	2,126	2,016	1,763	94.8%	82.9%

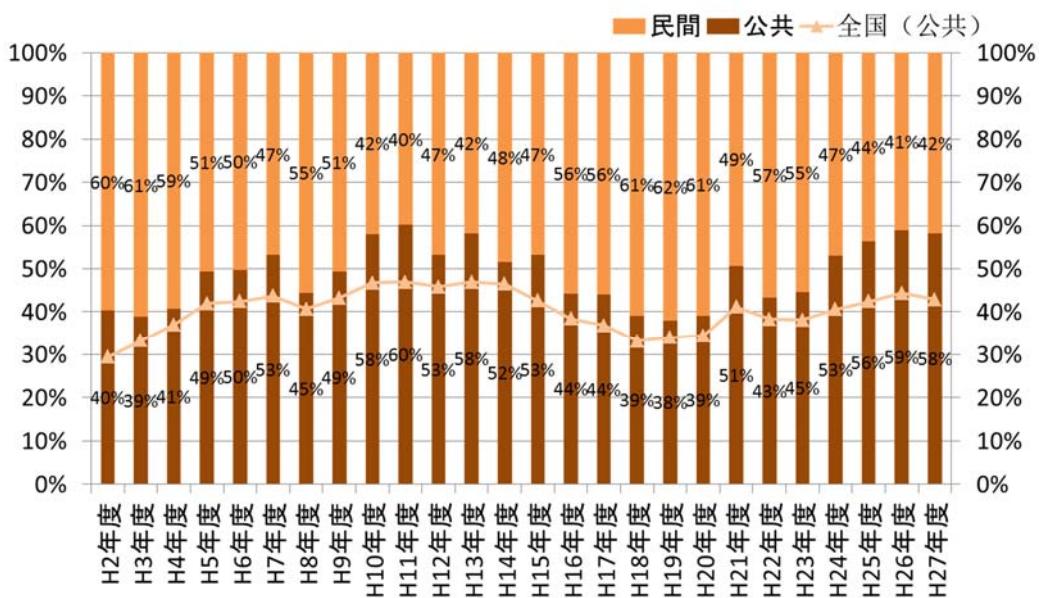
出典) 福島県 平成28年3月31日時点

図表2－2 復旧・復興事業（福島県土木部所管）の現状と今後の見通し



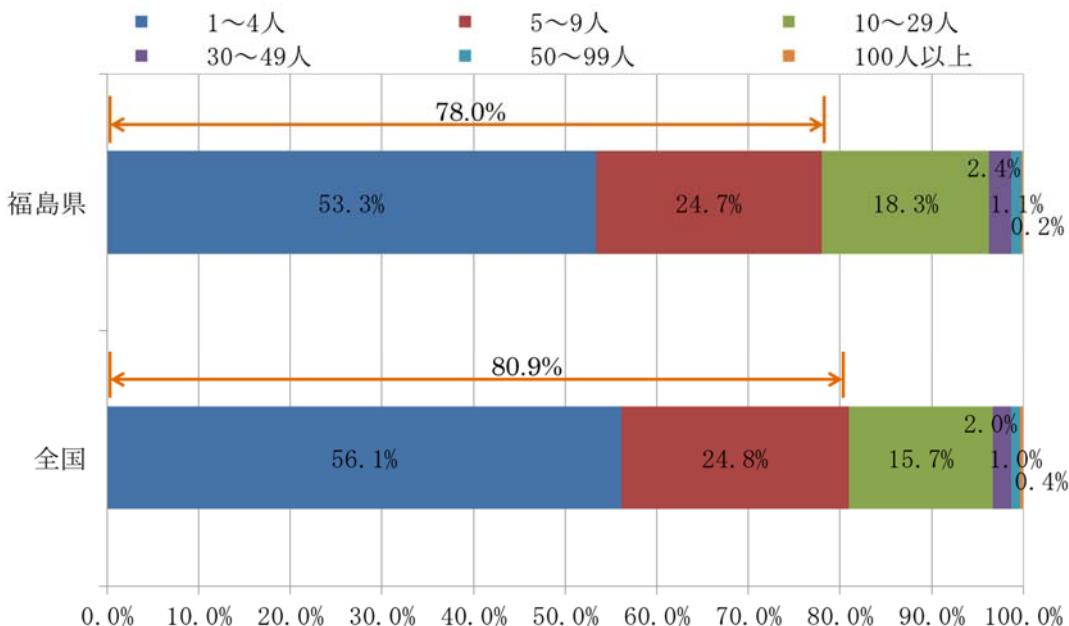
出典) 福島県

図表2－3 福島県の建設投資額の公共及び民間の割合推移



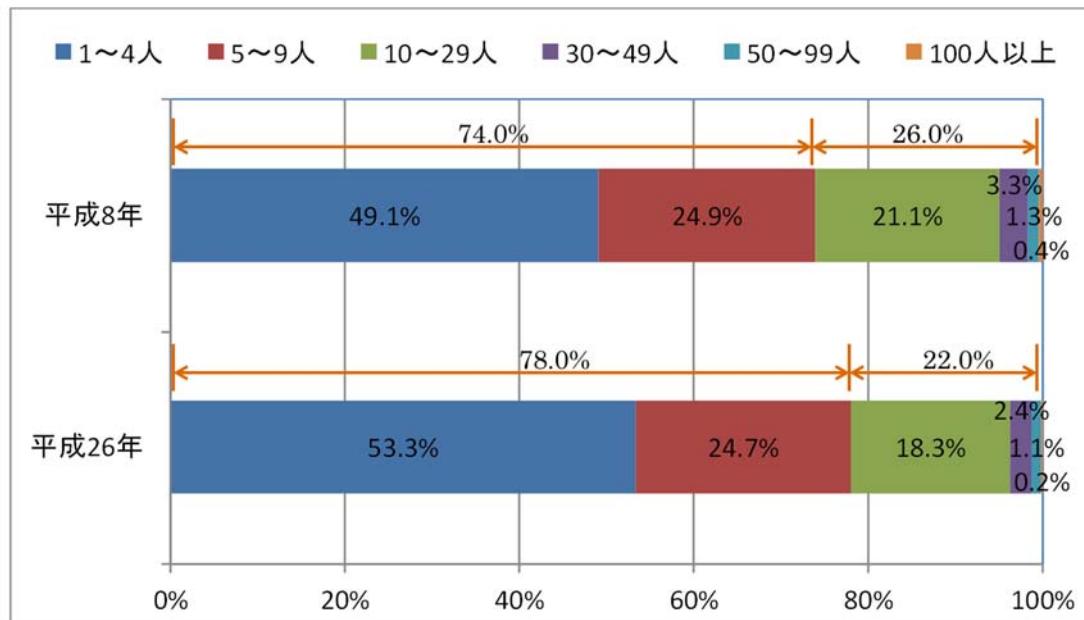
出典) 国土交通省「建設総合統計年報」

図表2－4 建設業の従業員数階級別事業所数の割合(平成26年)



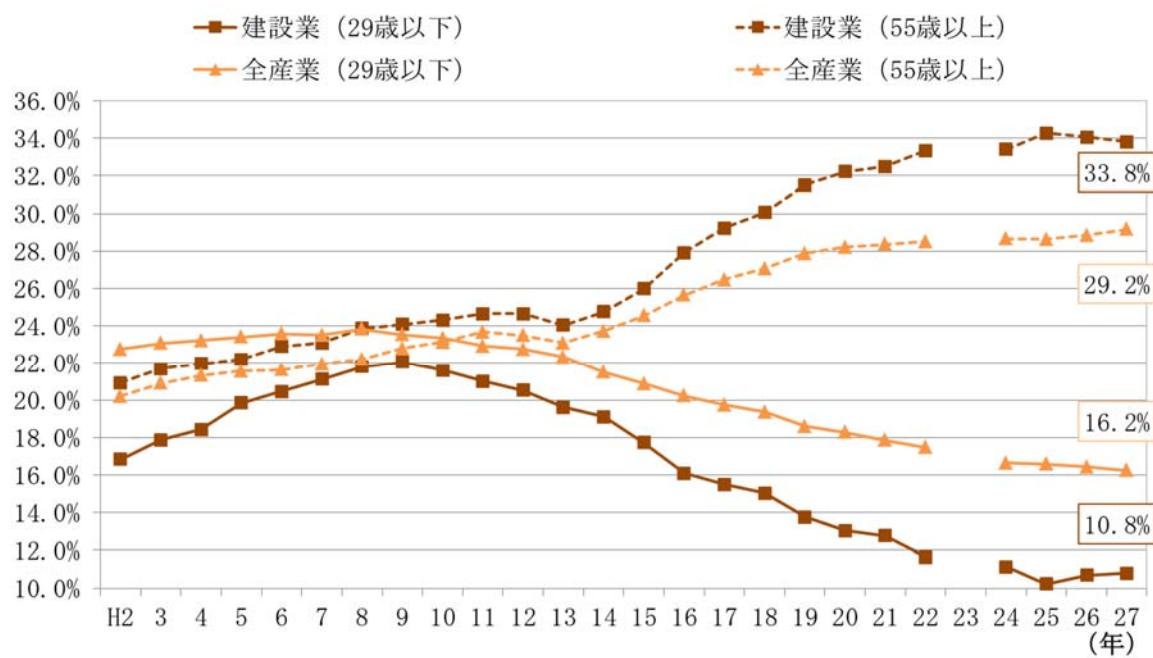
出典) 総務省統計局「経済センサスー基礎調査」(平成26年)

**図表2－5 福島県の建設業の従業員数階層別事業所数
(平成8年と平成26年) の割合**



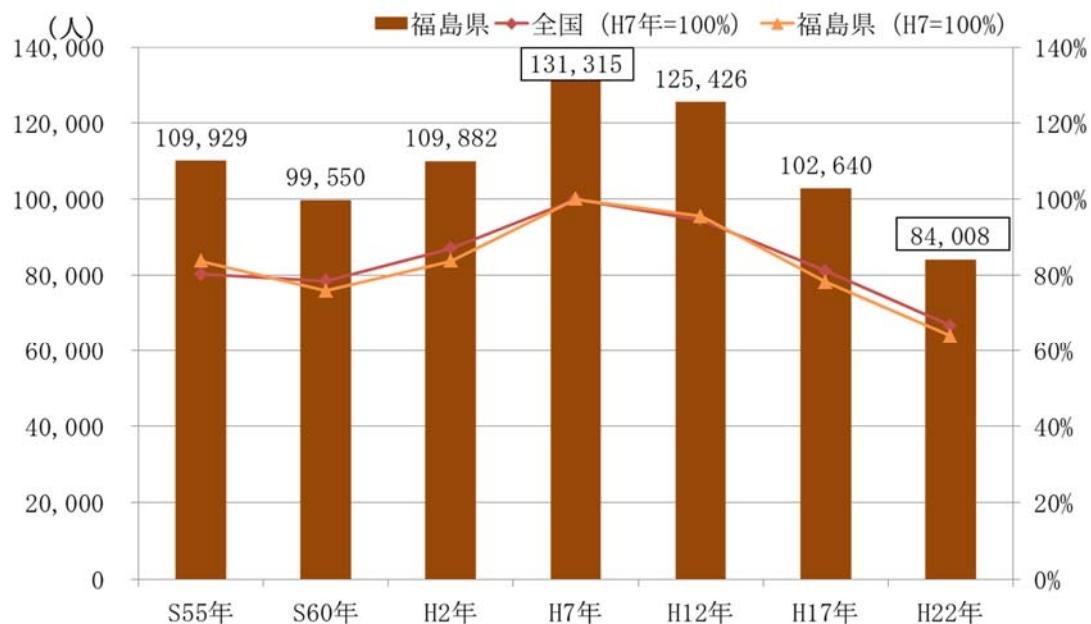
出典) 総務省統計局「経済センサスー基礎調査」(平成26年)

図表2－6 全産業及び建設業就業者の29歳以下・55歳以上の割合の推移



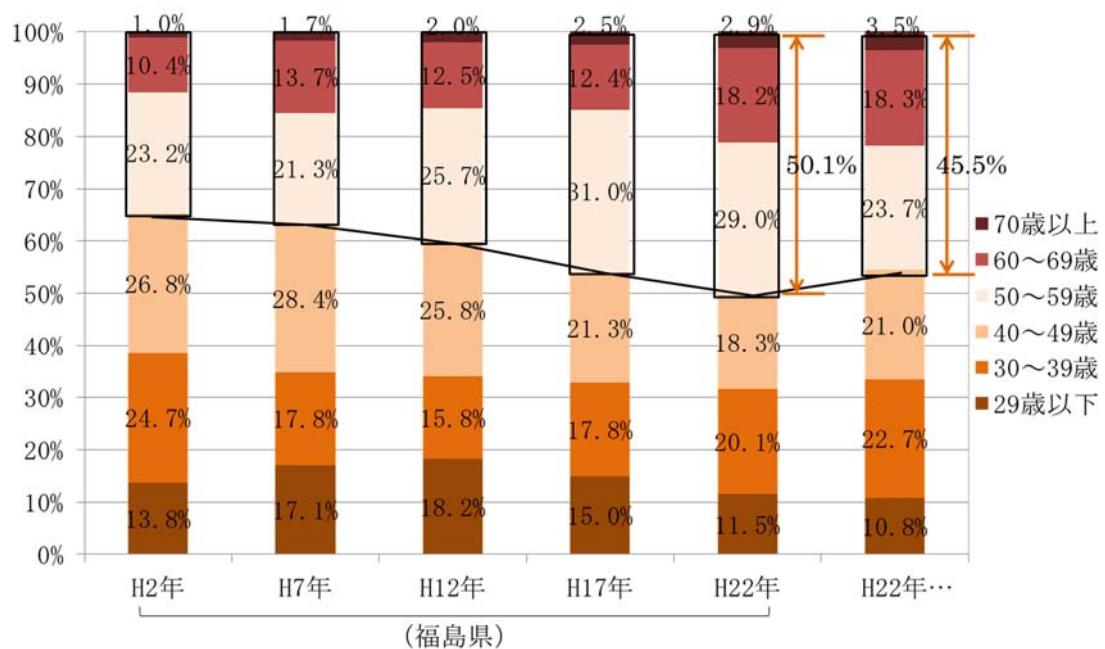
出典) 総務省 労働力調査年報 (平成23年度は、東日本大震災により集計値なし)

図表2－7 全国及び福島県の建設業就業者数の推移



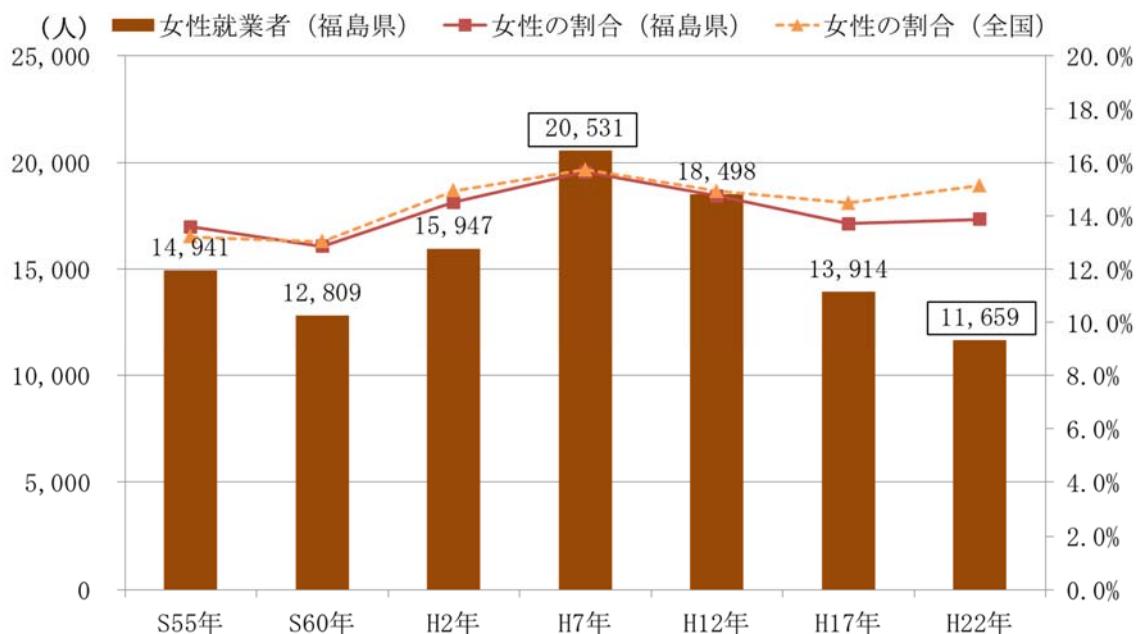
出典) 総務省 「国勢調査」

図表2－8 建設業就業者の年齢別割合の推移



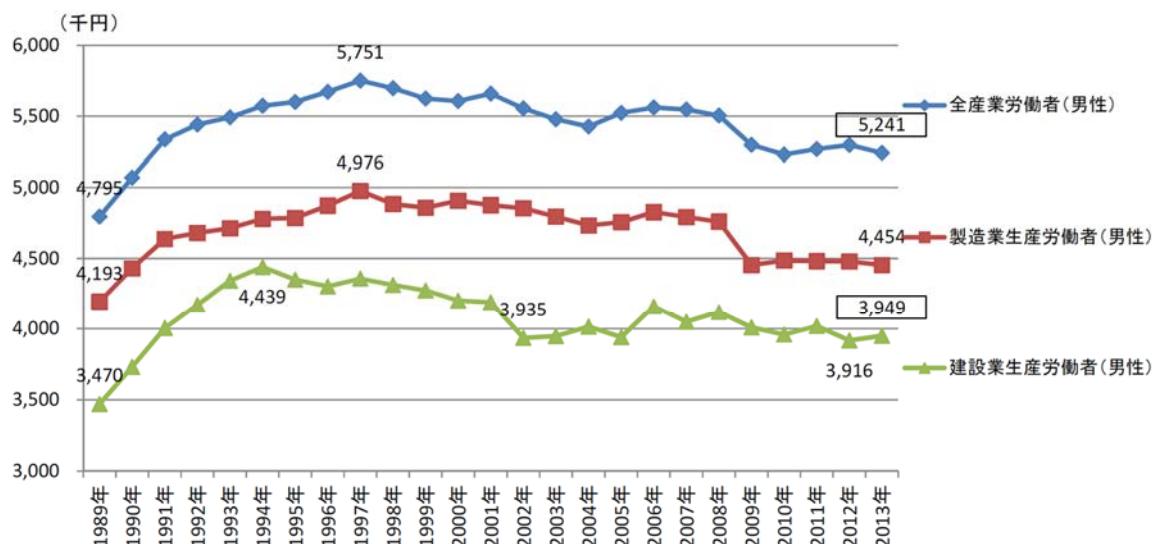
出典) 総務省「国勢調査」

図表2-9 建設業の女性就業者の推移



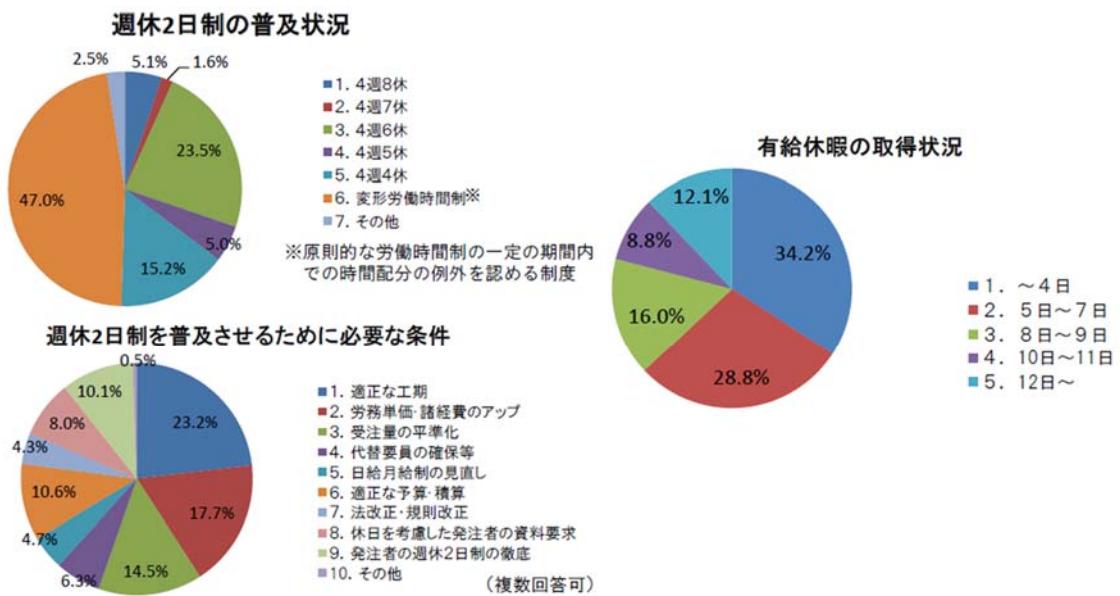
出典) 総務省「国勢調査」

図表2-10 年間賃金総支給額の産業別・年代別推移



出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に国土交通省にて算出

図表 2－1－1 休暇・休日の取得状況について



出典) (一社) 全国建設業協会 賃金水準の確保及び社会保険加入状況等調査結果

図表 2－1－2 災害対応出動状況 ①

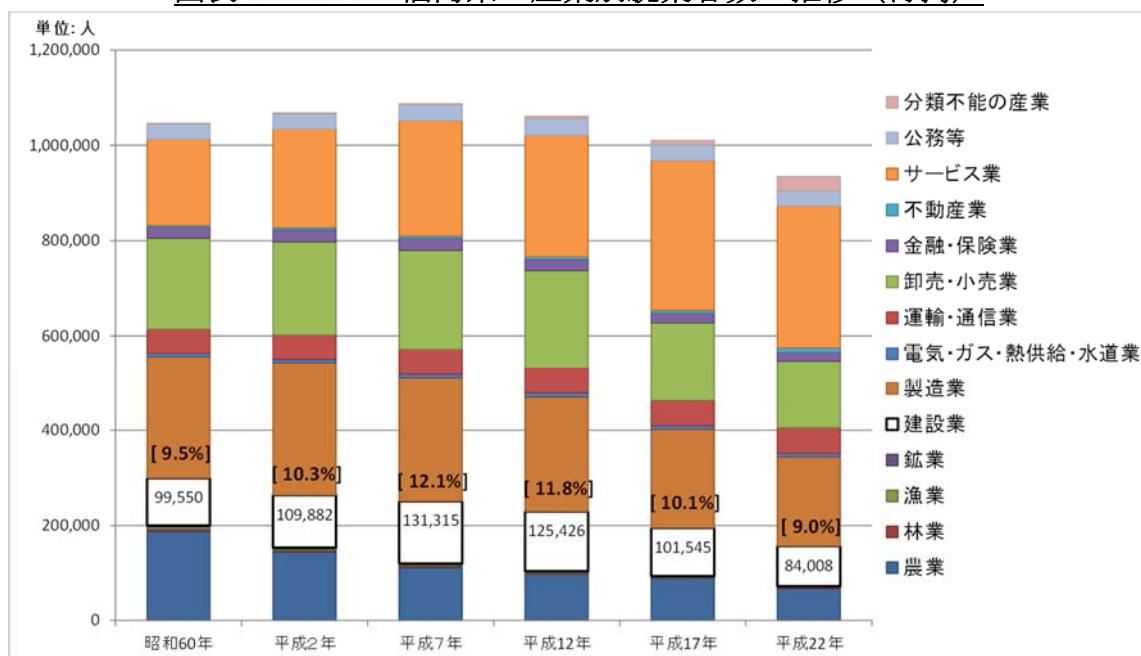
建設企業による災害対応出動状況(平成27年9月9日～9月18日)		
出動会員企業数	出動作業人員数 (延べ数)	出動機械等台数 (延べ数)
126社 (会員企業数243社)	2,288人	1,022台 (バックホー、ダンプ等)

出典) 福島県建設業協会

図表 2-1-3 災害対応出動状況 ②

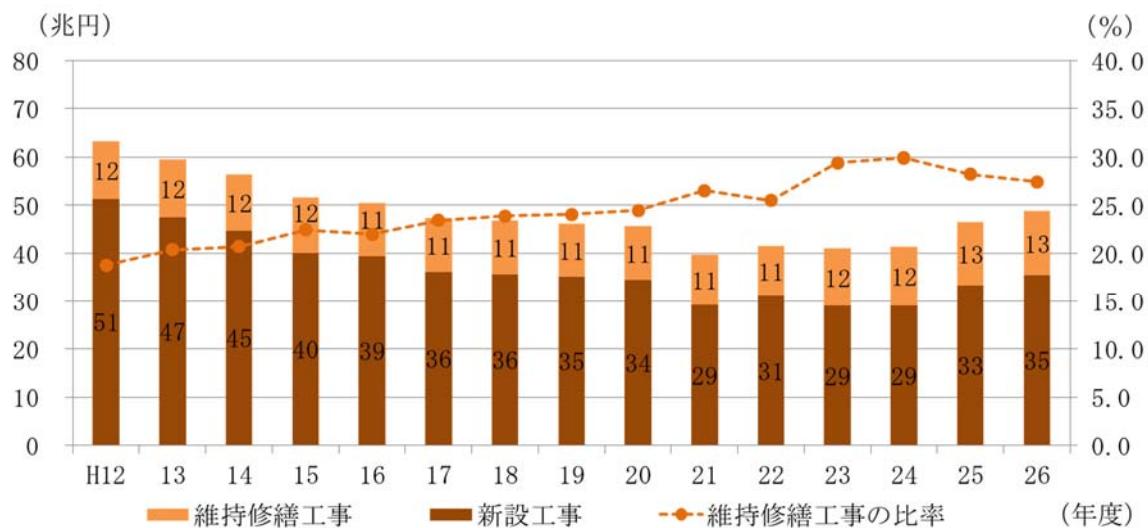


図表 2-1-4 福島県の産業別就業者数の推移 (再掲)



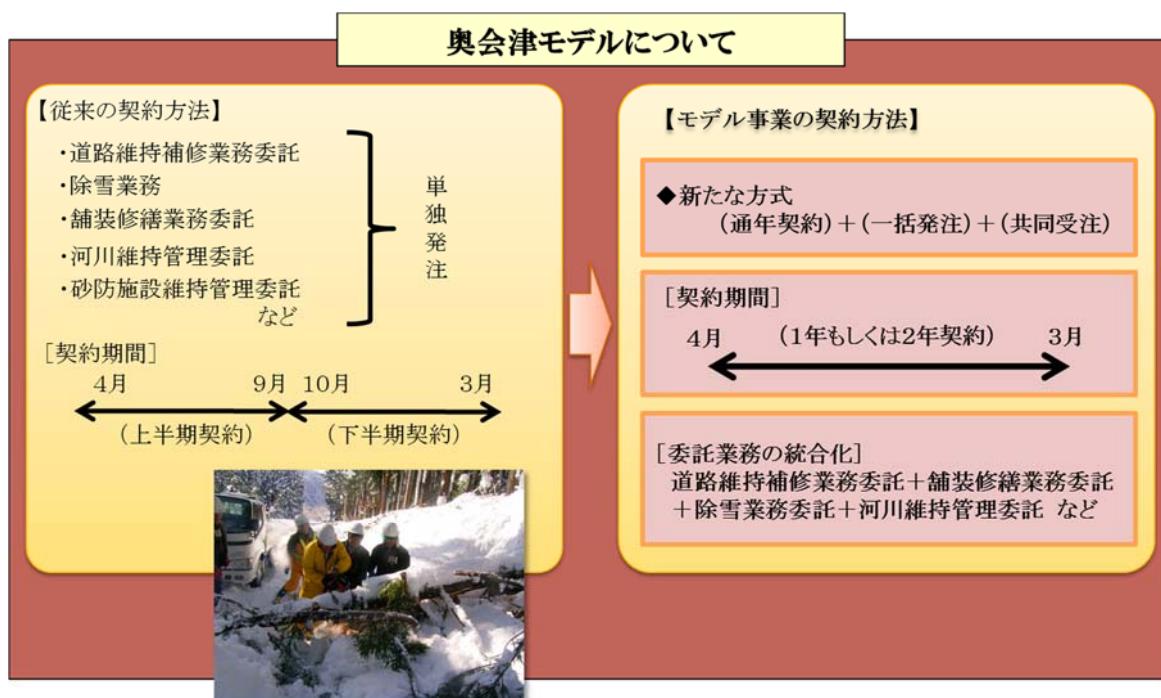
出典) 国勢調査

図表2-15 維持修繕工事（土木及び建築）の推移



出典) 国土交通省 建設工事施工統計

図表2-16 奥会津モデル



出典) 福島県

図表 2-17 地域維持型契約方式



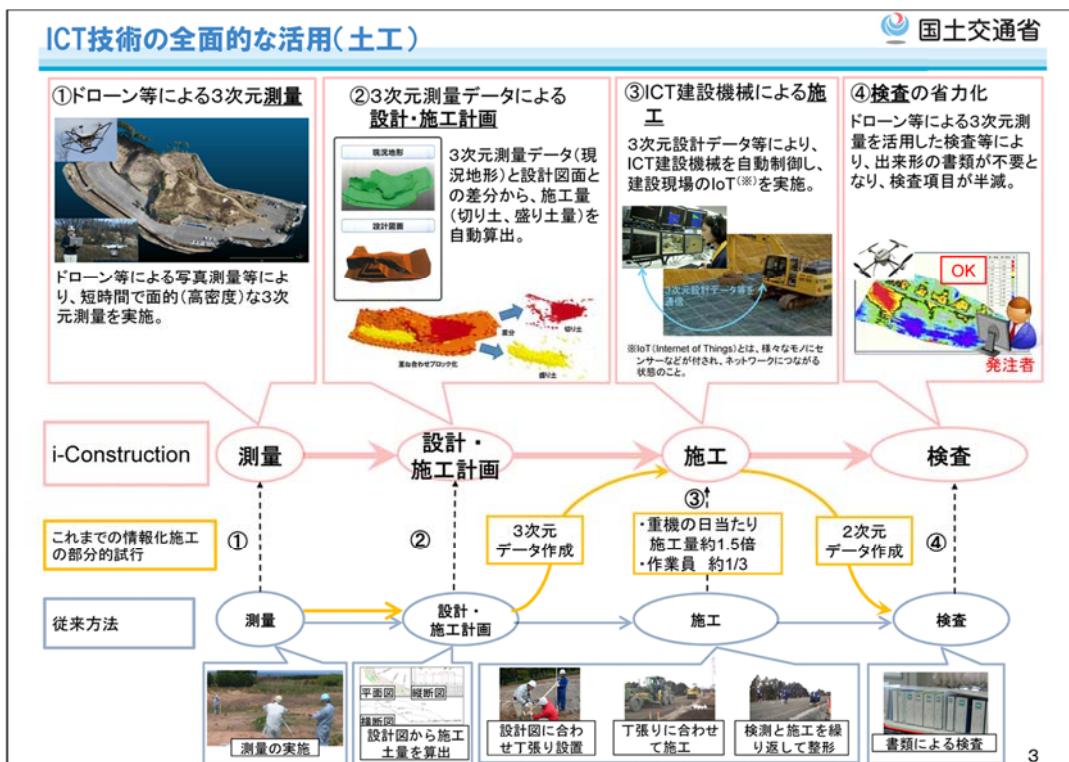
出典) 国土交通省

■地域維持型JV(共同企業体)

地域の維持管理に不可欠な事業について、継続的な協業関係を確保することにより、その実施体制の安定確保を図る目的で結成する共同企業体。

※兵庫県などにて実施事例有

図表 2-18 ICT 技術の全面的な活用



出典) 国土交通省